

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成24年2月

日 の 出 町

目 次

第 1 章 総論

第 1 節	計画の概要	
1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間及び目標年度	2
4	国・都及び町の動向	2

第 2 章 本町の概要

第 1 節	本町の概要	
1	沿革	5
2	自然環境	5
3	人口及び世帯数の推移	7
4	5 歳階級別人口	9
5	産業別就業者数	10
6	土地利用状況	11

第 3 章 ごみ処理の現状

第 1 節	ごみ処理の仕組	
1	ごみの分別	13
2	ごみ処理フロー	14
第 2 節	ごみ排出量等の推移	
1	ごみ排出量	15
2	1人1日当たりのごみ排出量	17
3	ごみの性状	18
4	リサイクル率	19
第 3 節	処理体制の現状	
1	収集運搬	21
2	中間処理施設	22
3	最終処分場	25

第4節	一般廃棄物処理システムの評価	
1	前提条件	26
2	類似都市の抽出	26
3	システム分析結果	27
4	分析結果の評価	28
第5節	現状の分析	
1	前回計画の達成状況	29
2	本町における課題	30

第4章 ごみ処理基本計画

第1節	基本理念・基本方針	31
第2節	将来人口の推計	32
第3節	ごみ発生量の予測（ごみ排出抑制を実施しない場合）	
1	概要	34
2	予測式の特徴	34
3	ごみ発生量の見込み	35
第4節	減量及びリサイクル目標の設定	
1	国の基本方針における目標	42
2	東京都の計画目標	42
3	本町の目標値	43
第5節	ごみ発生量の予測（ごみ排出抑制を実施した場合）	
1	1人1日当たりのごみ排出量（ごみ排出規制を実施した場合）	44
2	ごみ発生量（ごみ排出規制を実施した場合）	45
第6節	目標年度におけるごみ処理量	46
第7節	町民・事業者・行政の役割	48
第8節	ごみの減量と適正処理の推進のための施策	
1	3Rの推進に関する施策	49
2	ごみの戸別収集・有料化に関する施策	50
3	ごみの適正処理に関する施策	51

第9節	収集運搬計画	
1	収集・運搬に関する基本方針	52
2	収集計画	52
3	収集・運搬の量	53
第10節	中間処理計画	
1	中間処理に関する基本方針	54
2	中間処理の方法及び量	54
3	収集不可能なもの	55
第11節	最終処分計画	
1	最終処分に関する基本方針	56
2	最終処分の方法及び量	56
第12節	処理施設の整備計画に関する概要	
1	施設の建設位置	57
2	熱回収施設の選定	57
3	熱回収施設の整備	60
4	リサイクル施設の整備	62
5	不燃・粗大ごみ処理設備	63
6	修理・再生展示施設の整備	63
7	最終処分施設の整備	64
8	施設配置等	65

資料編

用語の説明	資料 - 1
-------	--------

第 1 章 総 論

第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画の目的

環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月）」において、一般廃棄物処理基本計画は、10年から15年先に目標年次をおき、おおむね5年ごと若しくは前提諸条件の変動による見直しを行うこととされています。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」という。）第6条第1項の規定により、町はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

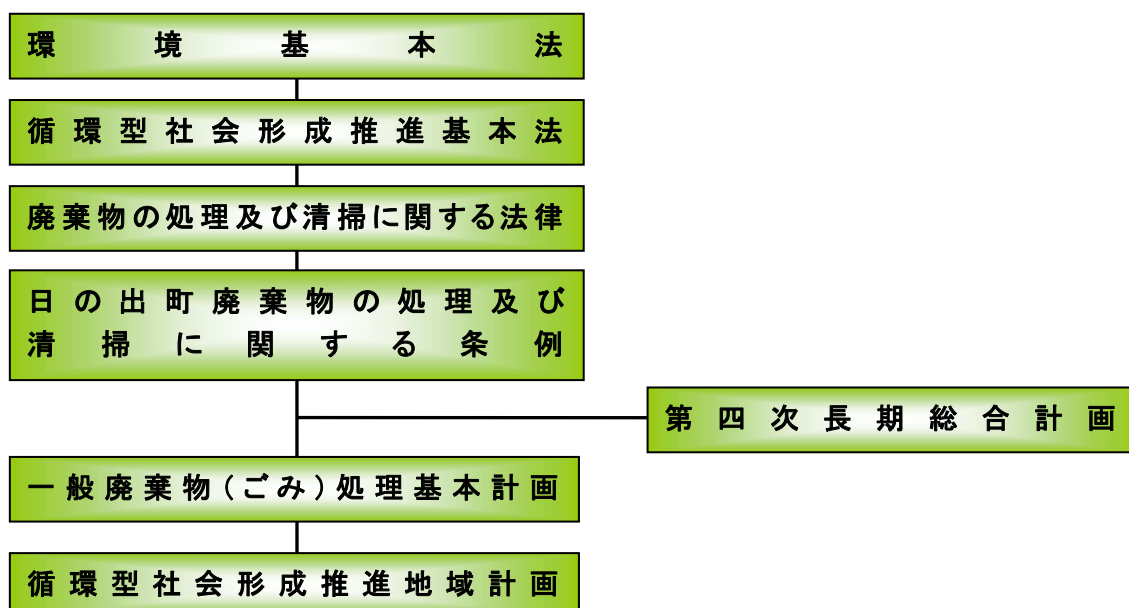
この、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」とします。）は、ごみの発生から排出、収集・運搬、処理・処分及び再生利用について総合的な検討を行い、長期的及び総合的な視野に立ち、日の出町（以下、「本町」とします。）における一般廃棄物（ごみ）処理についての基本方針となります。

本町のごみ処理については、あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村で昭和48年7月に設立された西秋川衛生組合で行ってきたところではありますが、平成23年10月から奥多摩町が加わり4市町村による一部事務組合となりました。また、現在の中間処理施設の更新に伴い流動床式ガス化溶融炉（平成26年度稼働予定）、リサイクルセンター（平成28年度稼働予定）が整備されるとともに、最終処分場の再生事業が計画されるなど本町における廃棄物処理に大きな転機が訪れています。

こうした状況を受けて、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢及び地域特性を考慮した新たな基本方針・施策を盛り込んだ本計画の改定を行います。（前回計画は平成18年12月に策定しています。）

2 計画の位置付け

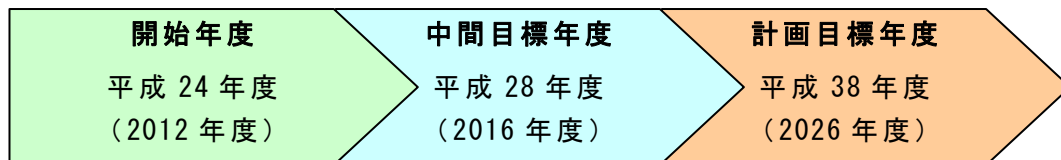
本計画は、国及び東京都の計画並びに本町の上位計画である「第四次日の出町長期総合計画 みんなでつくろう 日の出町！」との整合を図り改定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化及び適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示したものとします。



3 計画期間及び目標年度

計画期間は平成24年度から平成38年度までの15年間とし、目標年度を15年後の平成38年度（2026年度）とします。中間目標年度については、おおむね5年ごとの見直しを予定しているため、平成28年度（2016年度）としました。

なお、本町を取り巻く社会経済状況の大きな変化や新たな環境問題等、予期し得ない変化が生じた場合も、随時、見直しを行います。



4 国・都及び町の動向

(1) 国における取組

循環型社会の形成を目指して、「循環型社会形成推進基本法」（基本的枠組み法）を制定し、併せて関連する法律の整備を行っています。

廃棄物・リサイクル関連法体系を図1-1-1に示します。

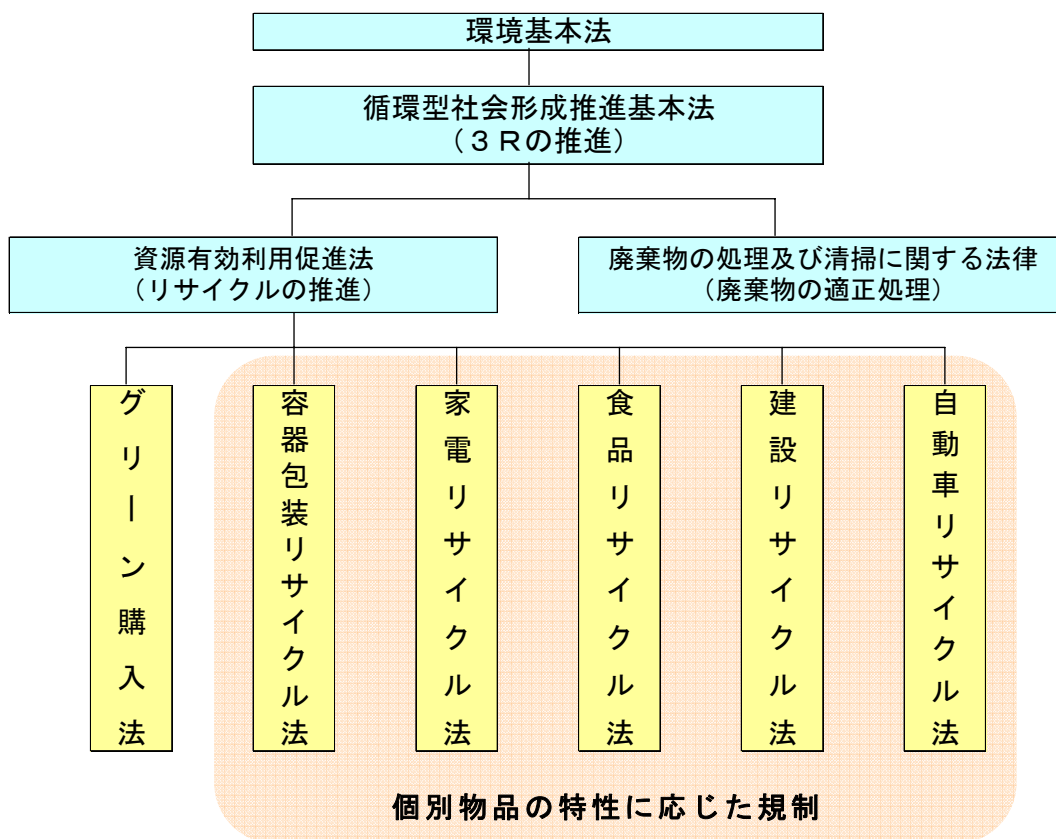


図 1-1-1 廃棄物・リサイクル関連法体系

(2) 東京都における取組（東京都廃棄物処理計画）

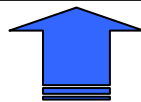
東京都廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づいて策定する計画で、都の廃棄物行政の基本的な方向を示すものです。

東京都廃棄物処理計画においては、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間とし、平成27年度における東京都の最終処分量を、平成19年度比30%減を目標に「3R施策の促進」、「適正処理の促進」、「静脈ビジネスの発展の促進」を主要施策としています。

【計画目標】

平成27年度の最終処分量を平成19年度比30%減とします。

循環型社会の構築には、貴重な埋立空間をより長く使い続けることが必要です。このため、計画期間の最終年度である平成27年度までに達成すべき数値目標として、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の減量目標を掲げ、その達成に努めていきます。



- **主要施策1 「3R施策の促進」**
 - ① 発生抑制・リユースの促進
 - ② リサイクルの促進
 - ③ 3R効果の見える化
 - ④ 3Rの取組を支える体制づくり
- **主要施策2 「適正処理の促進」**
 - ① 有害廃棄物の適正処理の促進
 - ② 産業廃棄物の適正処理の促進
 - ③ 一般廃棄物の適正処理の促進
 - ④ 廃棄物処理施設の適切な管理運営
- **主要施策3 「静脈ビジネス発展の促進」**
 - ① 優良な処理業者が優位に立てる環境づくり
 - ② スーパーエコタウン事業の推進
 - ③ 共同技術研究の実施

備考) 静脈ビジネスとは、産業活動に伴い発生（排出）した廃棄物等（不要物や使い捨てられた製品）を適正なりサイクル若しくは適正な処分・回収等を行っている産業です。

(3) 本町の取組（第四次日の出町長期総合計画）

本町では、平成22年6月に第四次日の出町長期総合計画『みんなでつくろう 日の出町！』を策定しました。その中で、まちの将来像『みんなでつくろう 日の出町！—安心・躍進・自立のまち—』の実現を図るため、以下の3つの基本目標・6つの施策目標を定めています。

また、まちの将来像や基本目標の実現をリードしていくべき戦略プロジェクトを「躍進 ひので！ニュー5大作戦」として定めています。

本町における基本目標と施策目標を表1-1-1に躍進 ひので！ニュー5大作戦を表1-1-2に示します。

表 1-1-1 3つの基本目標・6つの施策目標

基本目標	施策目標
生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので	安心できる健康・福祉のまちづくり
	快適で安全な生活環境づくり
交流を基盤に若者もいきいき定住するまち ひので	定住と交流を生み出す生活基盤づくり
	豊かで活力に満ちた産業づくり
人と文化が輝くわたしのふるさと ひので	人が輝く教育・文化のまちづくり
	みんなで進める協働のまちづくり

表 1-1-2 躍進 ひので！ニュー5大作戦

躍進 ひので！ニュー5大作戦	
①	ひので A（安全）・A（安心）大作戦の展開
②	子育て支援策の充実と日本一お年寄りにやさしい町づくり
③	豊かで創造性に富んだ児童・生徒を育成するための、教育の充実による人づくり
④	元気のある活気に満ちた商工観光業・農林業の振興
⑤	総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設の設置推進

また、「快適で安全な生活環境づくり」を施策目標とし、「廃棄物とリサイクルの推進」を施策項目として掲げています。

更に、「廃棄物とリサイクルの推進」においては、循環型社会の構築に向けた、ごみの適正処理や、資源の回収運動等を推進し、快適な生活環境維持に努めています。主要施策を下記に示します。

- ア ごみの適正処理
- イ 町民、行政、事業者の三者協力による3Rの推進
- ウ 廃棄物処理施設の整備
- エ ごみの戸別収集・有料化に向けての検討
- オ し尿の適正処理

第 2 章 本町の概要

第2章 本町の概要

第1節 本町の概要

1 沿革

明治26年、三多摩郡（西多摩・南多摩・北多摩）が神奈川県より東京府に編入し、町村合併促進法（昭和30年）により、大久野村、平井村が合併し、新村・日の出村が誕生しました。

その後、町制施行（49年）により日の出町となっています。

2 自然環境

（1）位置及び地勢

本町は、都心から約50kmの距離に位置し、秩父多摩甲斐国立公園の表玄関口に当たります。

また、多摩川と秋川の間位置し、町の西側には町名の由来となった日の出山（標高902m）がそびえ、町の中心を西から東へ平井川が流れています。

一方、本町の産業は首都圏中央連絡自動車道「日の出IC」を中心とした、工業用地の形成、大型ショッピングモール、森林資源を利用した林業・木材加工及び農家が地域経済を支えています。

本町の位置を図2-1-1に示します。



図 2-1-1 本町の位置

(2) 気候特性

青梅観測所における観測データを次に示します。

ア 気温

平成13年から平成22年における過去10年間の月別平均気温を図2-1-2に示します。

過去10年間における平均気温は14.3℃となっており、過去10年間においては、最高気温(極値)は平成13年7月12日の38.5℃、最低気温(極値)は平成13年1月15日のマイナス8.4℃を記録しています。

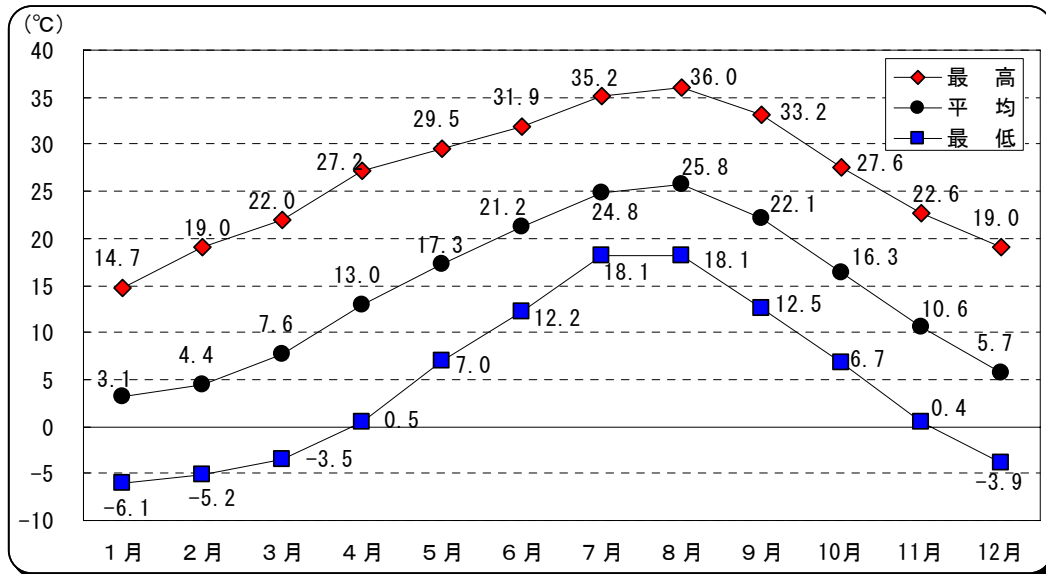


図2-1-2 月別平均気温(過去10年間) 出典) 青梅観測所 観測データ

イ 降水量

過去10年間の月別平均降水量を図2-1-3に示します。

過去10年間における、日最大降水量(極値)は平成14年8月19日の192mm/日、1時間最大降水量(極値)は平成22年7月5日の56mm/時をそれぞれ記録しています。

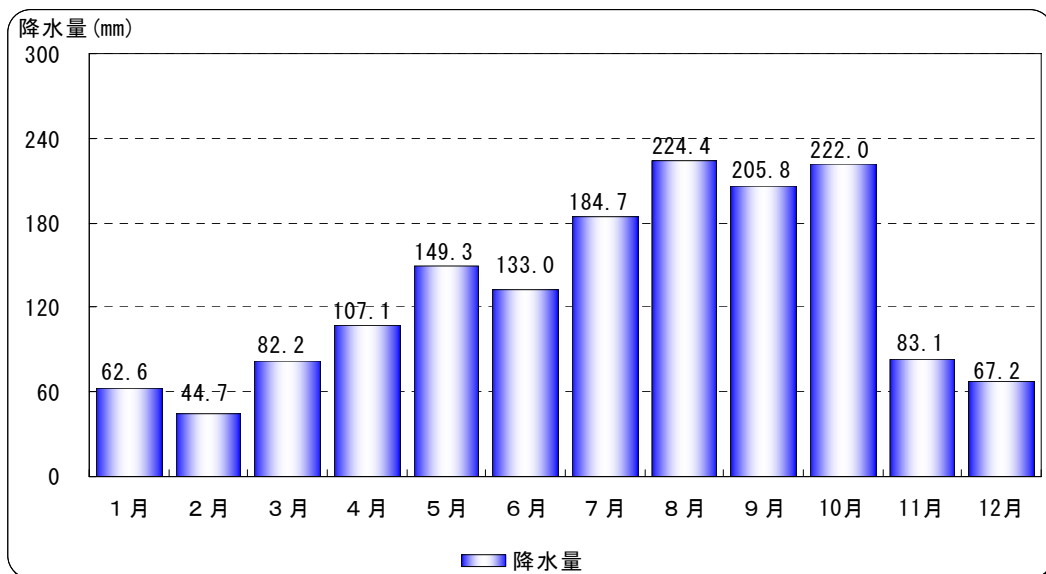


図2-1-3 月別平均降水量(過去10年間) 出典) 青梅観測所 観測データ

ウ 風速

過去 10 年間の月別平均風速を図 2-1-4 に示します。

過去 10 年間における平均風速は 0.9m/秒となっており、最大風速（極値）は平成 22 年 3 月 21 日の 9.1m/秒を記録しています。

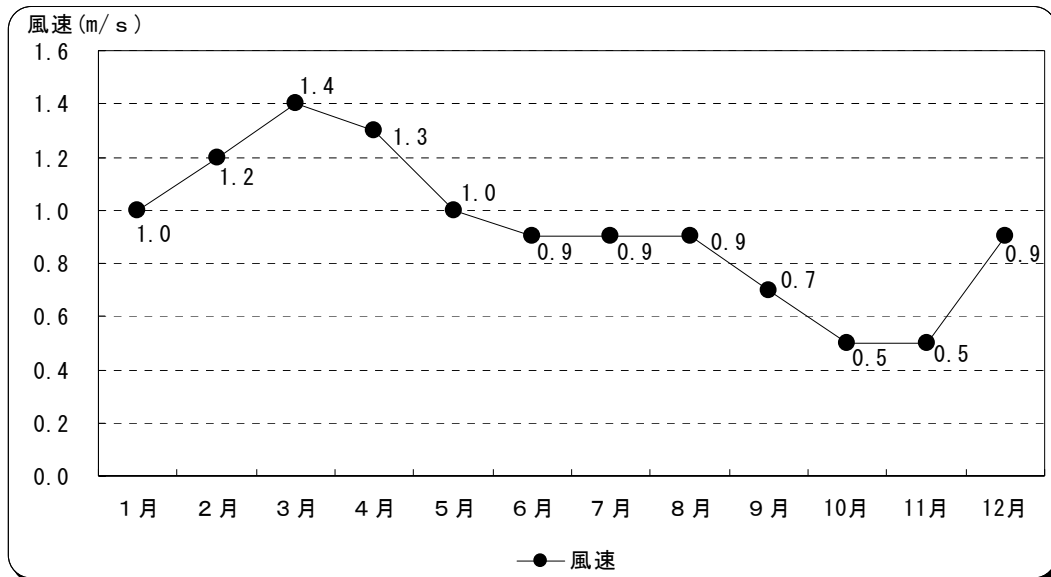


図 2-1-4 月別平均風速（過去 10 年間） 出典）青梅観測所 観測データ

3 人口及び世帯数の推移

本町における平成 13 年度から平成 22 年度までの人口及び世帯数の推移を表 2-1-1 及び図 2-1-5 に示します。

人口は横ばい傾向となっており、この 10 年間に約 0.6%（102 人）の人口増となっています。

また、世帯数も増加傾向で約 14%（850 世帯）の増となっていますが、その間の世帯人員は 2.8 人/世帯から 2.4 人/世帯に減少していることから、核家族化が進んでいることが伺えます。



表 2-1-1 人口及び世帯数の推移

年度	総人口	人口増加率	世帯数	世帯人員
	(人)	(%)	(世帯)	(人/世帯)
H13	16,401	—	5,957	2.8
H14	16,352	-0.3	6,041	2.7
H15	16,159	-1.2	6,052	2.7
H16	16,039	-0.7	6,088	2.6
H17	15,842	-1.2	6,091	2.6
H18	15,907	0.4	6,228	2.6
H19	15,861	-0.3	6,326	2.5
H20	15,954	0.6	6,453	2.5
H21	16,269	1.9	6,652	2.4
H22	16,503	1.4	6,807	2.4
10年間	102	—	850	▲0.4

出典）住民基本台帳月報【10月1日人口】

凡例）▲：減少

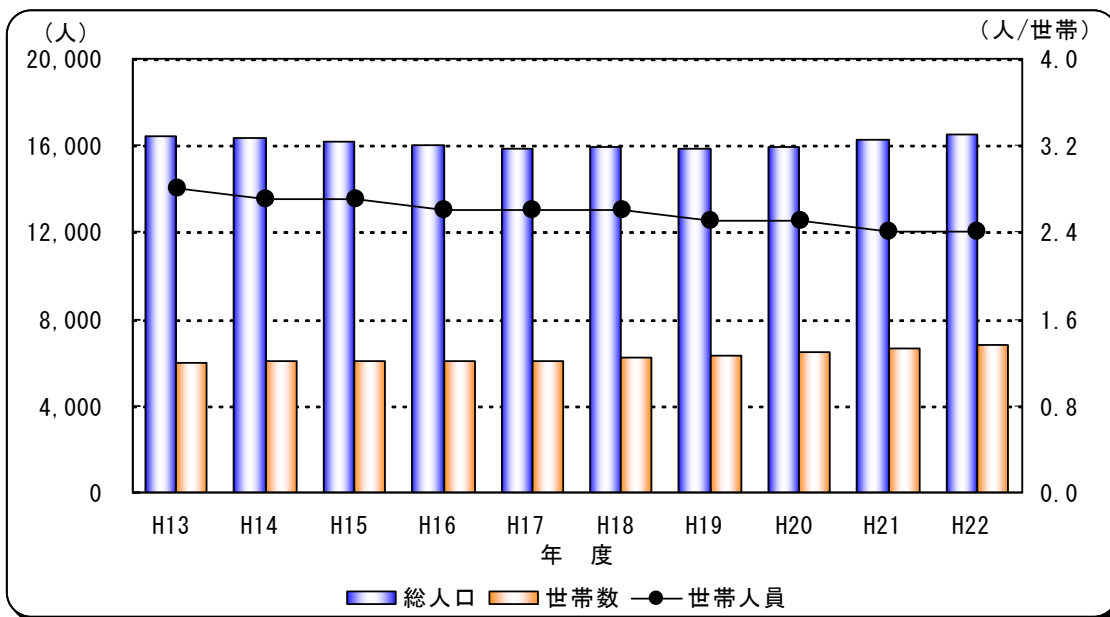


図 2-1-5 人口及び世帯数の推移

4 5歳階級別人口

本町における5歳階級別人口を表2-1-2及び図2-1-6に示します。

階級構成をみると、男性は60～64歳階級、女性は55～59歳階級が最も多くなっています。また、出生者の減少による、少子高齢化が進んでいることが伺えます。

表 2-1-2 5歳階級別人口

区分	年 齢 (歳)	男 (人)		女 (人)	
年少 人口	0～4	223	843	217	798
	5～9	307		286	
	10～14	313		295	
生産 年齢 人口	15～19	476	5,482	343	5,019
	20～24	567		413	
	25～29	462		452	
	30～34	548		419	
	35～39	429		384	
	40～44	414		364	
	45～49	417		430	
	50～54	547		625	
	55～59	802		867	
	60～64	820		722	
	老年 人口	65～69		535	
70～74		380	431		
75～79		304	360		
80～84		172	367		
85～89		119	309		
90～94		52	220		
95～99		11	67		
100～	1	15			
総 数		7,899		8,042	

出典) 国勢調査【2005年】

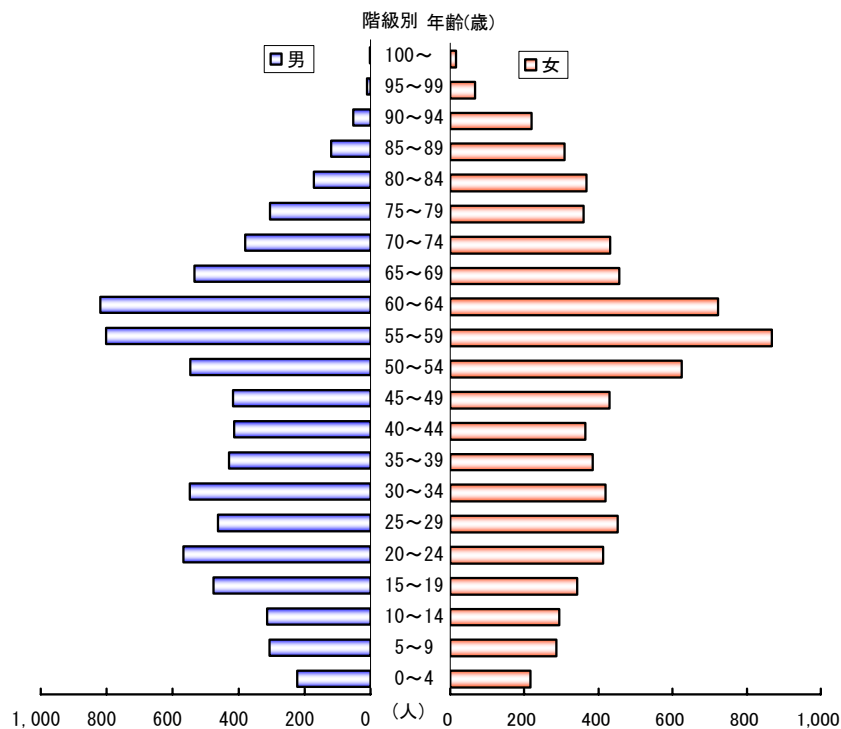


図 2-1-6 5歳階級別人口

5 産業別就業者数

本町における産業別人口の推移を表 2-1-3、表 2-1-4 及び図 2-1-7 に示します。

全産業に占める第三次産業の割合は年々増加しており、平成 17 年においては 66.7% となっています。

一方、全産業に占める第一次産業及び第二次産業の割合は年々減少しています。

産業別人口は、一部の産業において増加が見られますが、全体として減少しています。

表 2-1-3 産業別人口の推移 (単位：人)

	S60	H2	H7	H12	H17
第一次産業	247	207	229	186	197
第二次産業	2,967	3,098	3,097	2,780	2,304
第三次産業	3,501	4,154	4,771	4,932	5,018
総数	6,715	7,459	8,097	7,898	7,519

備考) 分類不能の職業を除く。

出典) 国勢調査【2005 年】

表 2-1-4 平成 17 年における産業別人口の推移

産業分類	H17	
	従業者数	比率 (%)
第一次産業	197	2.62
農 業	179	2.38
林 業	18	0.24
漁 業	0	0.00
第二次産業	2,304	30.64
鉱 業	4	0.05
建設業	623	8.29
製造業	1,677	22.30
第三次産業	5,018	66.74
電気・ガス・熱供給・水道業	58	0.77
運輸・通信業	466	6.20
卸売・小売業・飲食店	1,187	15.79
金融・保険業	128	1.70
不動産業	63	0.84
サービス業	2,752	36.60
公務	364	4.84
総数	7,519	100.00

出典) 国勢調査【2005 年】

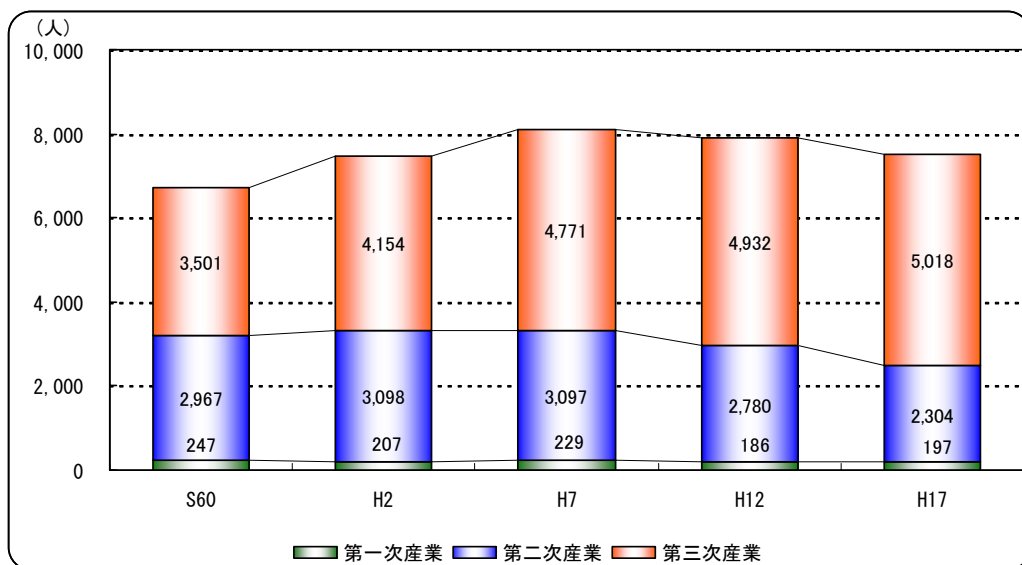


図 2-1-7 産業別人口の推移

6 土地利用状況

本町における土地利用状況を表 2-1-5 及び図 2-1-8 に示します。

本町の行政区域 2,808ha のうち、森林が約 1,989ha、70.8%と町域の7割を占め、続いて、農用地が約 141ha、5.0%、空地が約 123ha、4.4%となっています。

表 2-1-5 土地利用状況

区 分	面積(ha)	割合(%)
公共用地	72.8	2.6
商業用地	30.1	1.1
住宅用地	147.8	5.3
工業用地	50.8	1.8
農業用地	18.4	0.7
空地	122.8	4.4
道路	103.6	3.7
農用地	140.5	5.0
河川・水路等	25.7	0.9
原野・その他	106.5	3.8
森 林	1,988.9	70.8
総面積	2,808.0	100.0

出典) 日の出町都市計画マスタープラン(2010年8月改定)

備考) 表中の数値は四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

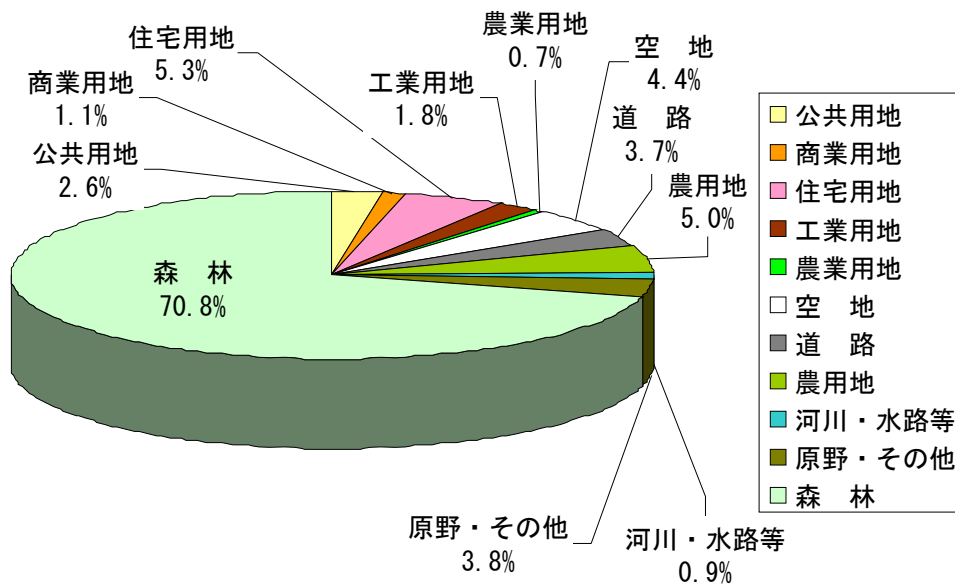


図 2-1-8 土地利用状況

第 3 章 ごみ処理の現状

第3章 ごみ処理の現状

第1節 ごみ処理の仕組

1 ごみの分別

本町におけるごみの分別表を表3-1-1に示します。
 本町のごみは「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源《缶・金属類、びん類、新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック、布類、ペットボトル》」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」の12分別として、燃やせるごみ及び燃やせないごみはステーション、資源（ペットボトルは除く）はリサイクルステーション、粗大ごみは戸別収集（申込制）による収集方式としています。



表 3-1-1 ごみの分別表

分別区分	収集日	排出方法	出せる物	備考
燃やせるごみ	週3回の指定曜日	フタ付きポリバケツ・指定袋	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ 木くず、小枝 紙くず 紙おむつ タバコのすいがら 	<ul style="list-style-type: none"> 町指定以外のごみ袋、スーパーのレジ袋、黒いビニール袋等では出さないで下さい。 生ごみは水分をよく切って下さい。 板くず、小枝は長さ50cm以下、太さ5cm以下、束ねた直径は30cm以下にして下さい。 ※これ以上になる場合は粗大ごみとなるので、戸別に申し込んで出して下さい。 紙おむつは汚物を取り除いて出して下さい。 金属等がついているものは、必ずはずして下さい。 ごみが散乱しないように出して下さい。
燃やせないごみ	週1回の指定曜日	指定袋	<ul style="list-style-type: none"> 陶器類 プラスチック類 皮革製品 資源以外のガラス 	<ul style="list-style-type: none"> 町指定以外のごみ袋、スーパーのレジ袋、黒いビニール袋等では出さないで下さい。 ダンボール箱では収集できません。ダンボール箱は資源物に出して下さい。 モーター、鋳物製品、プラスチックの固まり等は破砕処理できませんので、粗大ごみ扱いとなりますので、戸別に申し込んで出して下さい。 (燃やせないごみの収集には出せません) 鋭利なものは危険のないように出して下さい。 ※袋に入らない物については粗大ごみとしての収集となりますので、直接電話で役場に申し込んで下さい。 (戸別収集)
資源	月2回の指定曜日	指定のかご	<ul style="list-style-type: none"> 金属類 びん類 新聞紙(折り込みチラシ含む) 雑誌 ダンボール 紙パック 布類 	<ul style="list-style-type: none"> 缶類は中を洗浄して指定のかごにそのまま入れて下さい。 びん類はキャップを外し、中を洗浄して指定のかごに色分けしてそのまま入れて下さい。 金属類は指定のかごにそのまま入れて下さい。 スプレー缶は中身を使いきり、プラスチック部分をはずして出して下さい。 鋭利なものは危険のないように出して下さい。 鏡、板ガラス、電球などは「燃やせないごみ」で出して下さい。 紙、布類は雨天の場合はなるべく次回に出すようにして下さい。 ※出す場合は透明の袋に入れて出して下さい。 資源物はできるだけ廃品回収、資源回収に出して下さい。
有害ごみ			乾電池、体温計、蛍光管	乾電池、体温計、蛍光管は有害ごみのかごにそのまま入れて下さい。
粗大ごみ	随時	申込後に戸別	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、石油器具類(ステレオ、ストーブ、ビデオデッキなど) 趣味、健康用品(スキー板、ゴルフ用品、健康器具など) 家具、寝具(タンス、ベッド、机、テーブル、ふとんなど) その他(自転車、乳児用具、物干し台など) 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの大きさは2t車に大人2人で積込可能なものまでとします。 石油ストーブ等は本体とタンク内の灯油等を必ず抜き取って下さい。 布団、マットレス等はしばって下さい。 ※収集車に積み込みやすい場所に、申し込まれた粗大ごみをまとめて置いて下さい。収集の時、近くに粗大ごみでない物を置きますと、間違えて収集してしまうおそれがありますので、排出する粗大ごみとわかるようにして下さい。また、家の中に入っている収集はできませんので必ず家の外に置いて下さい。

※ペットボトルは資源として、拠点回収（公共施設や回収協力店等）を行っています。

2 ごみ処理フロー

本町におけるごみ処理フロー（平成23年度）を図3-1-1に示します。

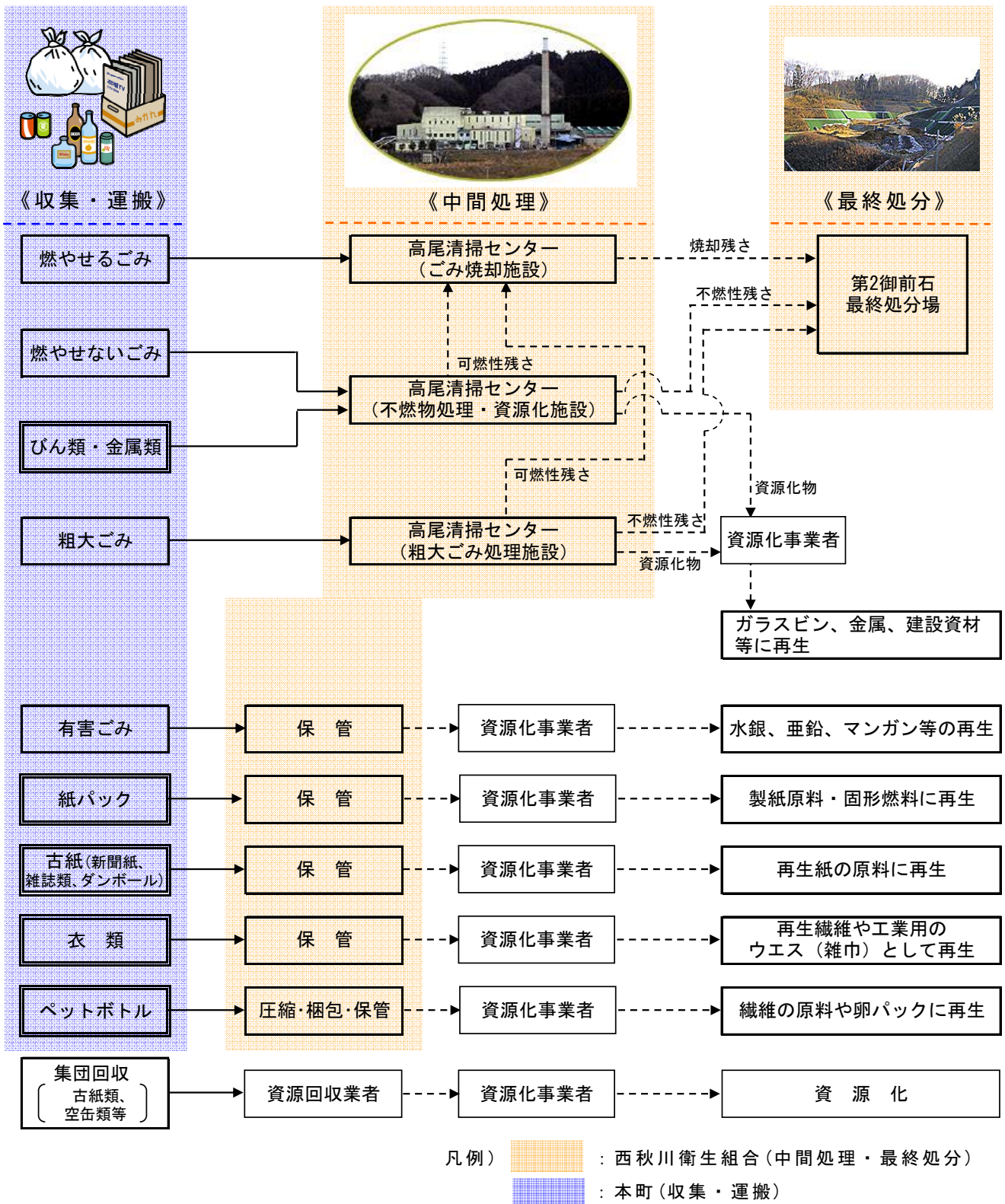


図3-1-1 ごみ処理フロー

備考) 以後、燃やせるごみを「可燃ごみ」、燃やせないごみを「不燃ごみ」として表現します。

は資源として収集されています。

第2節 ごみ排出量等の推移

1 ごみ排出量

本町における平成18年度から平成22年度までのごみ排出量を表3-2-1及び図3-2-1に示します。

ごみ排出量は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源は減少傾向にあります。平成22年度においては、可燃ごみ3,203t、不燃ごみ705t、粗大ごみ201t、資源473t、集団回収569tの合計5,151tとなっています。



表 3-2-1 ごみ排出量

年 度		H18	H19	H20	H21	H22	
人 口		(人)	15,907	15,861	15,954	16,269	16,503
収 集 ご み	可 燃 ご み	(t/年)	3,308	3,202	3,165	3,193	3,203
	不 燃 ご み	(t/年)	791	762	723	709	705
	粗 大 ご み	(t/年)	251	222	221	203	201
	資 源	(t/年)	645	585	533	503	473
小 計		(t/年)	4,995	4,771	4,642	4,608	4,582
集 団 回 収		(t/年)	473	513	537	555	569
合 計		(t/年)	5,468	5,284	5,179	5,163	5,151

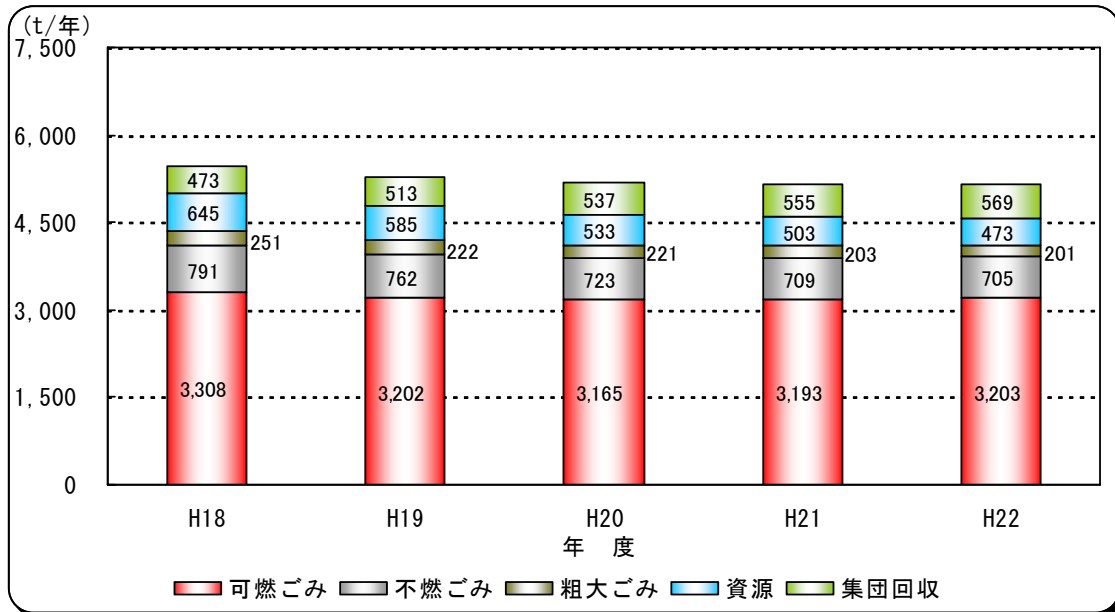


図 3-2-1 ごみ排出量

第3章 ごみ処理の現状

西秋川衛生組合における平成22年度のごみ排出量及びごみ処理フローは図3-2-2のとおりです。

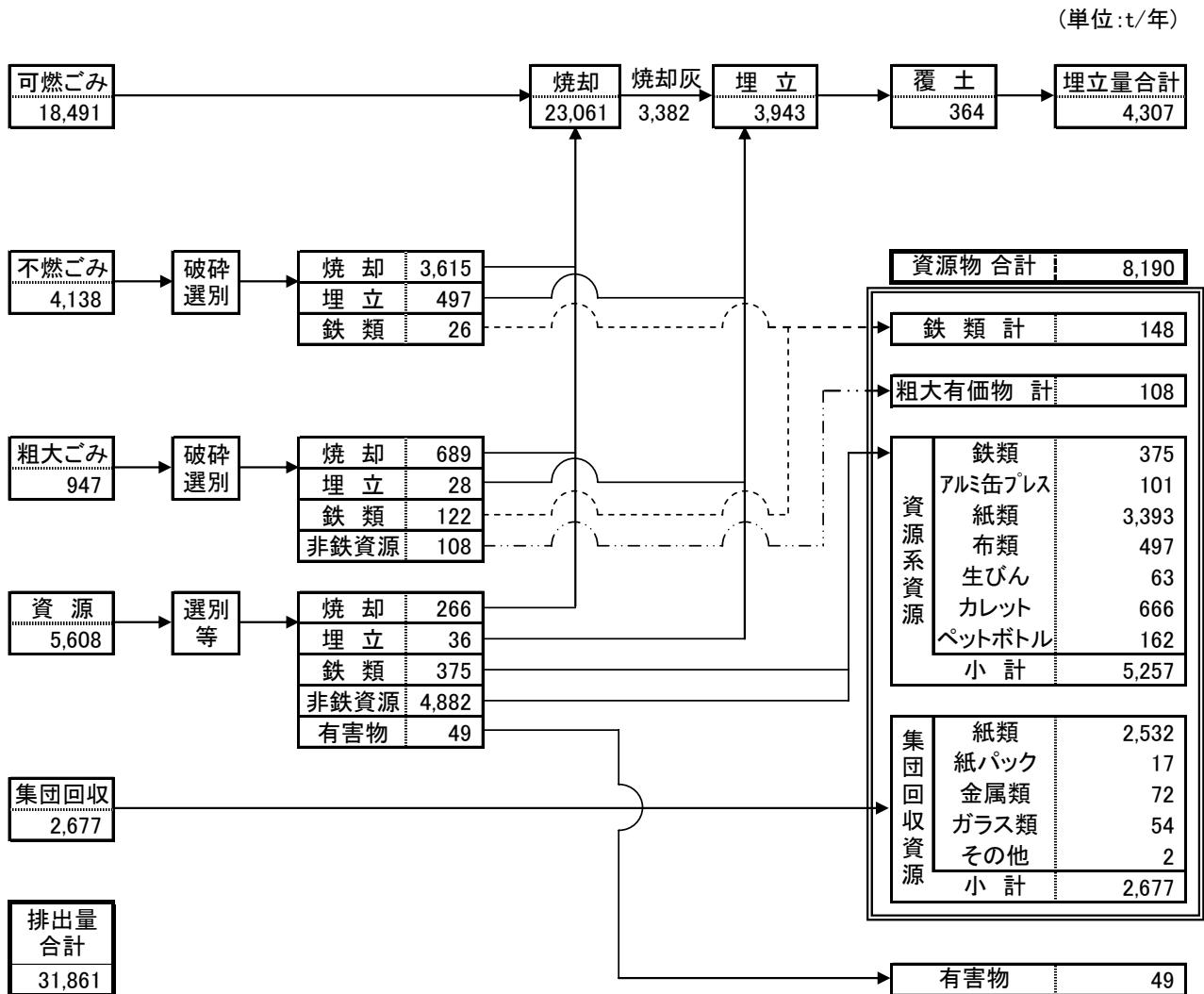


図3-2-2 ごみ処理フロー（平成22年度）

2 1人1日当たりのごみ排出量

本町における平成18年度から平成22年度までの1人1日当たりのごみ排出量を表3-2-2、表3-2-3及び図3-2-3に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、平成21年度において869g/人・日と、全国平均、東京都平均と比較しても少ない状況となっています。

表3-2-2 1人1日当たりのごみ排出量

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
収 集 ご み	可燃ごみ (g/人・日)	570	552	544	538	532
	不燃ごみ (g/人・日)	136	131	124	119	117
	粗大ごみ (g/人・日)	43	38	38	34	33
	資 源 (g/人・日)	111	101	92	85	79
小 計 (g/人・日)		860	822	798	776	761
集 団 回 収 (g/人・日)		81	88	92	93	94
合 計 (g/人・日)		941	910	890	869	855

備考) 1人1日当たりのごみ排出量 = ごみ総排出量 ÷ 365日 ÷ 人口
平成19年度においては年間日数を366日とします。

表3-2-3 1人1日当たりのごみ排出量 (国、東京都、日の出町)

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
日 の 出 町	人 口 (人)	15,907	15,861	15,954	16,269	16,503
	ごみ排出量 (t/年)	5,468	5,284	5,179	5,163	5,151
	1人1日当たり のごみ排出量 (g/人・日)	941	910	890	869	855
東 京 都	人 口 (人)	12,328,919	12,422,890	12,564,409	12,665,949	—
	ごみ排出量 (t/年)	5,281,029	5,131,706	4,916,151	4,756,639	—
	1人1日当たり のごみ排出量 (g/人・日)	1,174	1,129	1,072	1,029	—
国	1人1日当たり のごみ排出量 (g/人・日)	1,115	1,089	1,033	994	—

備考) 東京都、国の値については環境省HPを参照としています。

(平成22年度については、本計画改定時において公表されていません。)

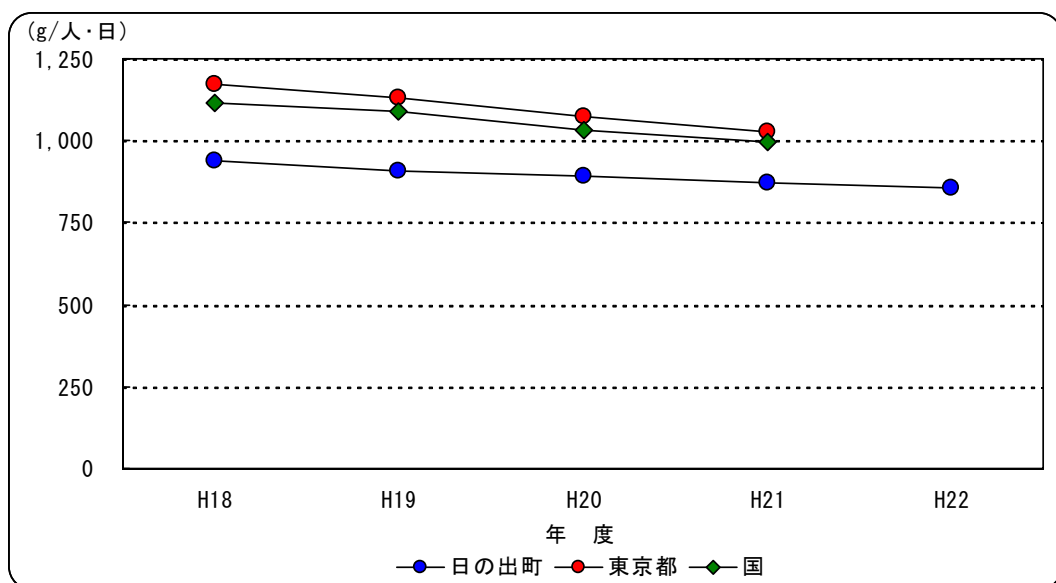


図3-2-3 1人1日当たりのごみ排出量 (国、東京都、日の出町)

3 ごみの性状

西秋川衛生組合では、毎月1回可燃ごみの性状調査を行っており、調査内容は見かけ比重、組成、三成分及び発熱量となっています。

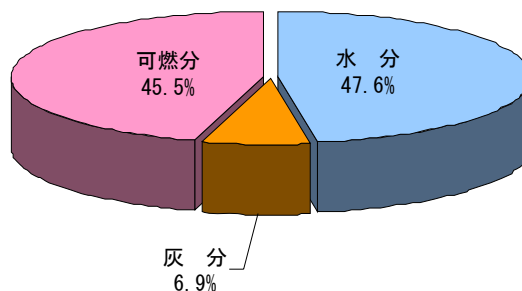
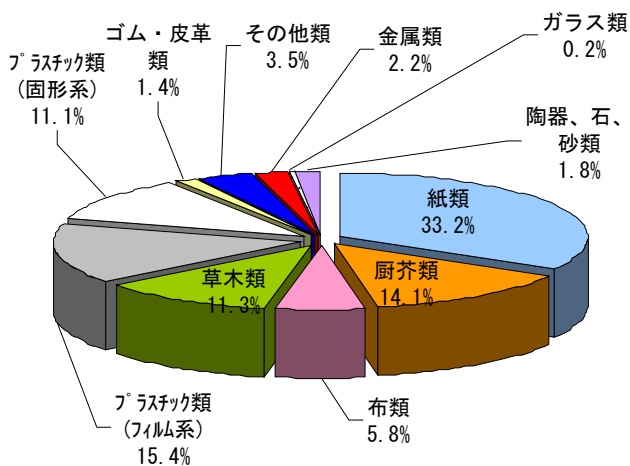
平成18年度から平成22年度までの可燃ごみの性状を表3-2-4に、またその5年間の平均を図3-2-4に示します。

ごみの組成については、紙類、プラスチック類（フィルム系）及び厨芥類の順で高い割合を占めています。

一方、三成分（水分・灰分・可燃分）については、水分が約50%と比率が高くなっています。

表 3-2-4 可燃ごみの性状

測定年			H18	H19	H20	H21	H22	平均	
項目									
組	紙類	(%)	40.5	33.2	36.1	26.3	30.2	33.2	
	厨芥類	(%)	14.5	14.6	16.5	13.6	11.2	14.1	
	布類	(%)	2.6	5.7	5.2	7.3	8.4	5.8	
	草木類	(%)	6.1	9.6	10.7	15.9	14.0	11.3	
	プラスチック類 (フィルム系)	(%)	13.9	16.9	11.0	17.6	17.6	15.4	
	プラスチック類 (固形系)	(%)	12.0	12.7	10.6	10.1	10.1	11.1	
	ゴム・皮革類	(%)	0.9	1.0	0.7	2.2	2.0	1.4	
	その他類	(%)	4.2	3.9	3.4	2.6	3.4	3.5	
成	金属類	(%)	2.3	2.0	2.1	2.4	2.0	2.2	
	ガラス類	(%)	0.3	0.0	0.2	0.3	0.4	0.2	
	陶器、石、砂類	(%)	2.7	0.4	3.5	1.7	0.7	1.8	
見かけ比重			(kg/l)	0.217	0.213	0.188	0.229	0.176	0.205
三成分	水分	(%)	50.6	43.1	53.8	45.3	45.3	47.6	
	灰分	(%)	7.9	6.3	7.0	6.9	6.3	6.9	
	可燃分	(%)	41.5	50.6	39.2	47.8	48.4	45.5	
低位発熱量			(kcal/kg)	1,566	2,016	1,443	1,879	1,905	1,762



【ごみの組成】

【三成分】

図 3-2-4 可燃ごみの性状（平成18～22年度平均）

4 リサイクル率

本町における平成18年度から平成22年度までのリサイクル率を表3-2-5及び図3-2-5に、リサイクル量を表3-2-6及び図3-2-6に、集団回収量を表3-2-7及び図3-2-7に示します。集団回収については、古紙類、金属類及びびん類を対象に行っています。

リサイクル率は、平成21年度においては20.9%となっており、比較すると、全国平均より高く、東京都平均より低いリサイクル率となっています。

表 3-2-5 リサイクル率（国、東京都、日の出町）

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
日 の 出 町	(%)	20.8	21.2	21.1	20.9	20.7
東 京 都	(%)	21.2	22.0	23.2	23.4	—
全 国	(%)	19.6	20.3	20.3	20.5	—

備考）東京都、国の値については環境省 HP を参照としています。
（平成22年度については、本計画改定時において公表されていません。）

$$\text{リサイクル率（\%）} = \frac{\text{リサイクル量}^* \text{（t/年）}}{\text{ごみ排出量（t/年）}} \times 100$$

※集団回収量と粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設における資源化量（鉄類、非鉄類及び紙類等）の合計です。

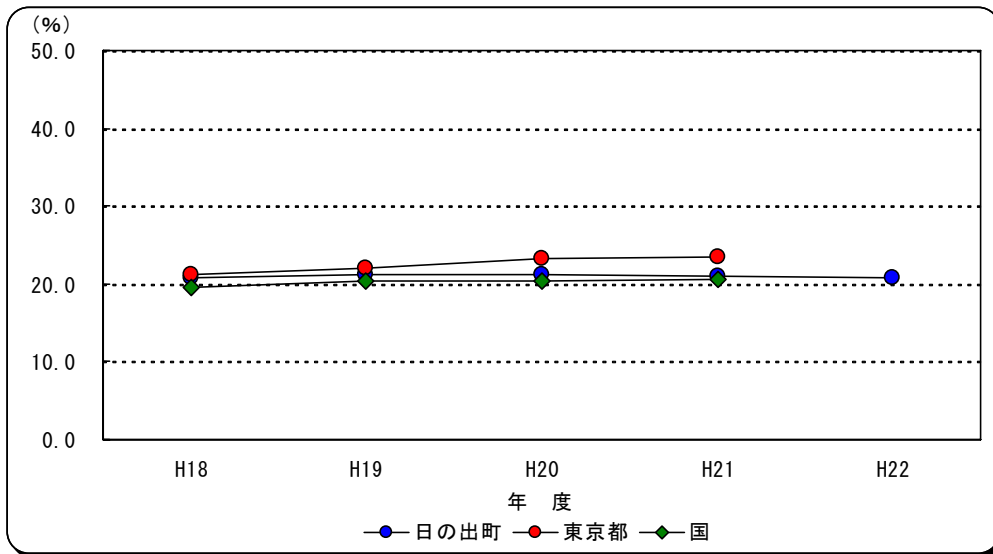


図 3-2-5 リサイクル率（国、東京都、日の出町）

表 3-2-6 リサイクル量

年 度			H18	H19	H20	H21	H22
集 団 回 収	(t/年)		473	513	537	555	569
粗大ごみ 処理施設	鉄 類	(t/年)	32	24	32	28	25
	非 鉄 類	(t/年)	22	24	24	21	23
	小 計	(t/年)	54	48	56	49	48
不燃物処理・ 資源化施設	紙 類	(t/年)	415	374	333	307	284
	紙 パ ッ ク	(t/年)	—	1	1	1	1
	金 属 類	(t/年)	66	57	48	45	45
	ガ ラ ス 類	(t/年)	71	68	62	63	61
	ベ ッ ト ボ ト ル	(t/年)	11	10	12	14	14
	布 類	(t/年)	50	48	45	45	42
小 計	(t/年)	613	558	501	475	447	
リ サ イ ク ル 量	(t/年)		1,140	1,119	1,094	1,079	1,064
ご み 排 出 量	(t/年)		5,468	5,284	5,179	5,163	5,151
リ サ イ ク ル 率	(%)		20.8	21.2	21.1	20.9	20.7

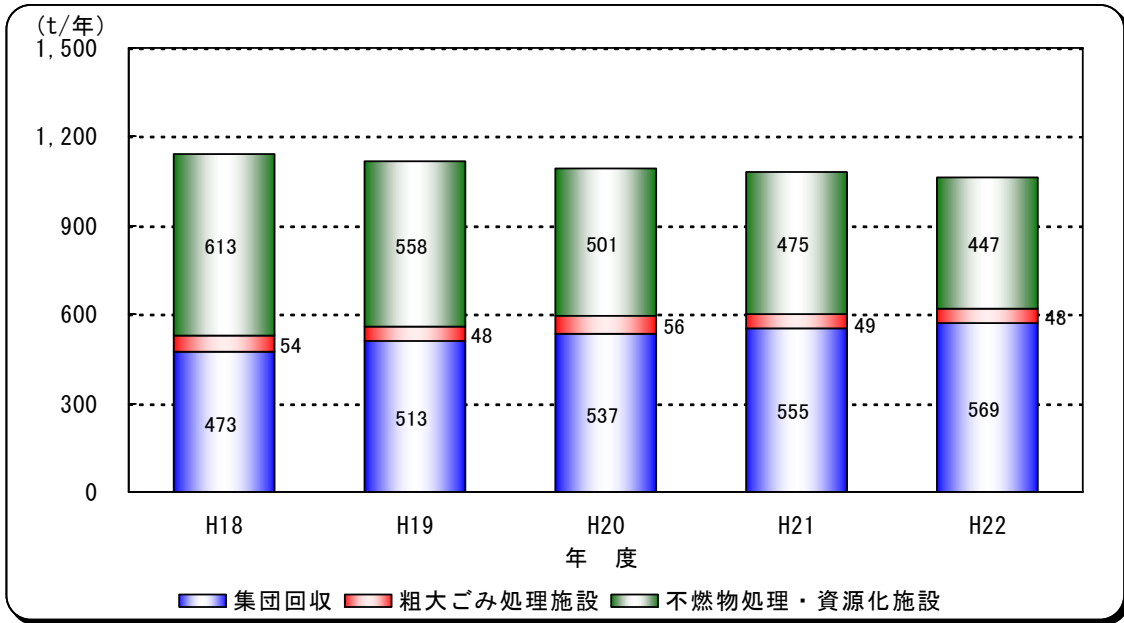


図 3-2-6 リサイクル量

表 3-2-7 集团回収量

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
紙 類	(t/年)	450	486	508	524	537
紙 パ ッ ク	(t/年)	—	1	1	1	1
金 属 類	(t/年)	10	12	14	15	17
ガ ラ ス 類	(t/年)	12	13	13	14	13
そ の 他	(t/年)	1	1	1	1	1
合 計	(t/年)	473	513	537	555	569

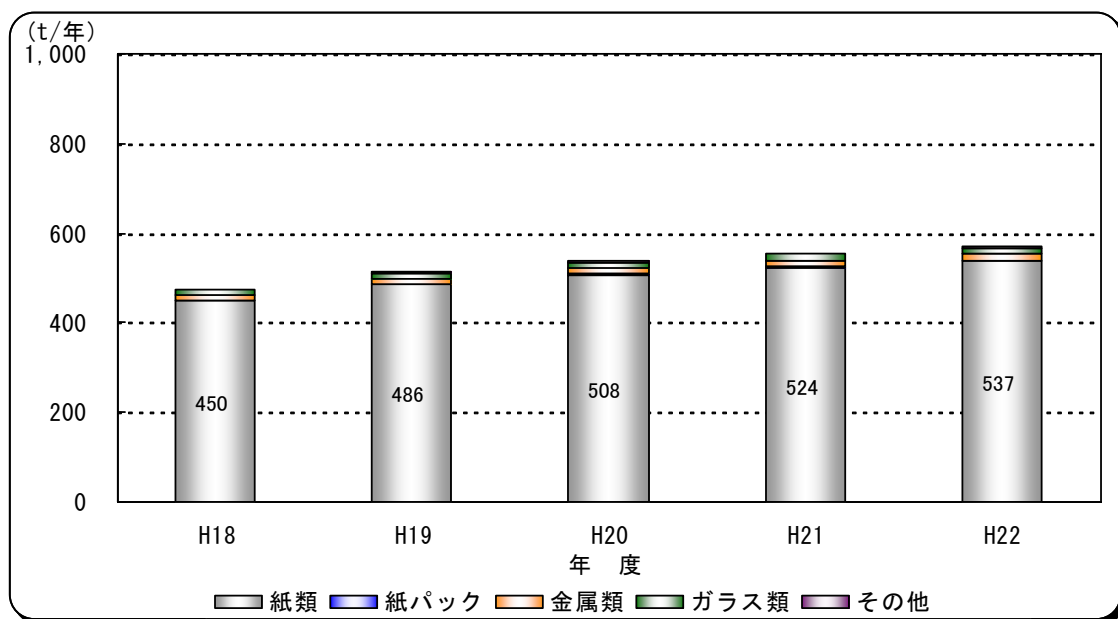


図 3-2-7 集团回収量

第3節 処理体制の現状

1 収集運搬

(1) 収集範囲

町全域を対象としています。

(2) 処理・処分の形態

本町におけるごみの処理・処分の形態を表3-3-1に示します。

表3-3-1 ごみの処理・処分の形態

種類		分別排出	収集方式	収集・運搬	中間処理	処分
可燃ごみ		住民事業者	ステーション	委託	組合	組合
不燃ごみ		住民事業者	ステーション	委託	組合	組合
資源	金属類 生びん	住民事業者	リサイクル ステーション	委託	組合	民間
	カレット	住民事業者	リサイクル ステーション	委託	組合	容り法 指定業者
	紙類 布類	住民事業者	リサイクル ステーション	委託	組合	民間
	ペットボトル	住民事業者	拠点	委託	組合	容り法 指定業者
有害ごみ		住民事業者	ステーション	委託	組合	民間
粗大ごみ		住民事業者	申込制 による戸別	委託	組合	組合

※ 事業系一般廃棄物の処理を受けようとする者は、町へ処理申込書の提出が必要です。

※ 組合とは、西秋川衛生組合のことです。

※ 容り法とは、容器包装リサイクル法のことです。

(3) 収集運搬体制

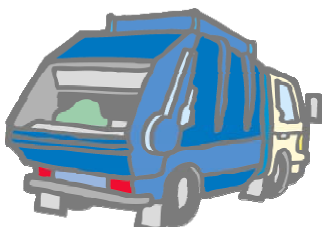
本町におけるごみの収集運搬車両状況を表3-3-2に示します。

委託もしくは許可業者により、収集運搬しています。

表3-3-2 ごみの収集運搬車両状況

	委託業者		許可業者		合計	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
収集車	9	21	28	110	37	131
運搬車 (収集運搬部門)	0	0	0	0	0	0
合計	9	21	28	110	37	131

(平成21年度実績)



2 中間処理施設

本町においては、西秋川衛生組合が所有する中間処理施設「西秋川衛生組合高尾清掃センター」（以下、「高尾清掃センター」という。）において中間処理を行っています。

高尾清掃センターの概要は表 3-3-3 のとおりです。

表 3-3-3 高尾清掃センターの概要

名称	西秋川衛生組合 高尾清掃センター		
所在地	東京都あきる野市高尾521番地		
処理施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	不燃物処理・資源化施設
処理能力	150 t/日 (75t/日×2基)	30 t/5h	不燃ごみ：20 t/5h 資源：20 t/5h
稼働時間	24 h/日	5 h/日	5 h/日
処理方法	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)	破碎・選別処理	破碎・選別処理
竣工年度	昭和52年度	昭和53年度	平成4年度

(1) ごみ焼却施設

平成 18 年度から平成 22 年度までの西秋川衛生組合及び本町の焼却処理の実績を表 3-3-4 及び図 3-3-1 に示します。

高尾清掃センターごみ焼却施設においては、可燃ごみ、粗大ごみ処理施設及び不燃物処理・資源化施設からの可燃性残さの焼却処理を行っています。また、焼却灰については、第 2 御前石最終処分場において埋立処分を行っています。

表 3-3-4 ごみ処理施設における焼却処理量

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
日 の 出 町	焼却処理対象量 (t/年)	4,167	4,034	3,969	3,966	3,983
	可燃ごみ (t/年)	3,308	3,202	3,165	3,193	3,203
	不燃・粗大・資源の残さ (t/年)	859	832	804	773	780
	焼却灰 (t/年)	618	603	593	606	583
衛 生 組 合 西 秋 川	焼却処理対象量 (t/年)	24,846	24,376	24,023	23,249	23,061
	可燃ごみ (t/年)	20,096	19,714	19,375	18,798	18,491
	不燃・粗大・資源の残さ (t/年)	4,750	4,662	4,648	4,451	4,570
	焼却灰 (t/年)	3,684	3,642	3,588	3,551	3,382

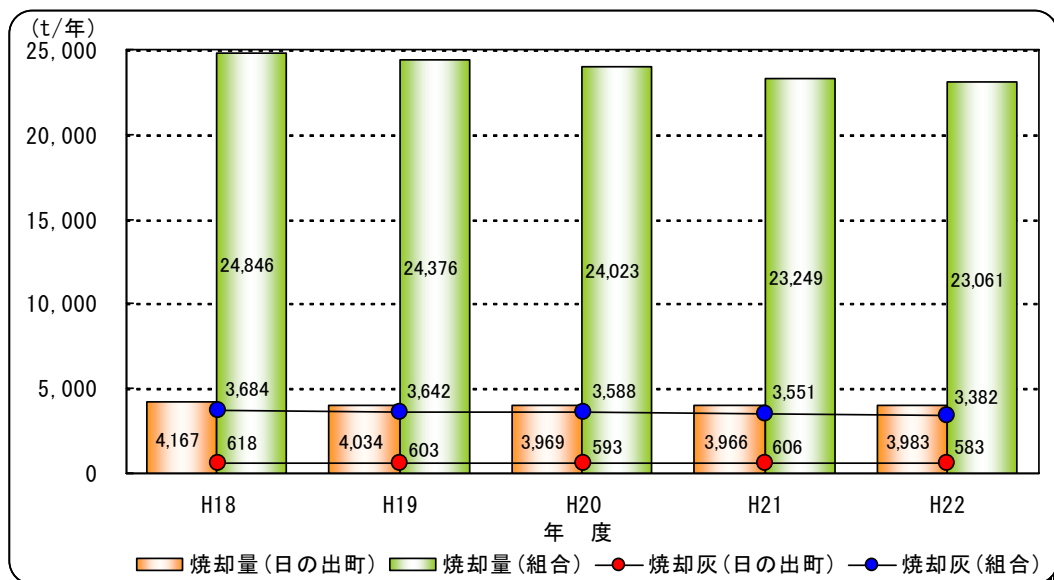


図 3-3-1 ごみ処理施設における焼却処理量

(2) 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設

平成18年度から平成22年度までの中間処理量を表3-3-5及び図3-3-2に、リサイクル量を表3-3-6及び図3-3-3に示します。

粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設においては、粗大ごみ、不燃ごみ及び資源の資源化処理を行っています。

不燃ごみ及び資源については、選別・圧縮による資源回収、粗大ごみについては、破碎・選別により資源回収を行っています。



表3-3-5 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設における中間処理量

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
日 の 出 町	粗大ごみ処理施設処理量 (t/年)	251	222	221	203	201
	資 源 化 ① (t/年)	54	48	56	49	48
	可 燃 性 残 さ ② (t/年)	186	166	158	147	147
	不 燃 性 残 さ ③ (t/年)	11	8	7	7	6
	不燃物処理・資源化施設処理量 (t/年)	1,436	1,347	1,256	1,212	1,178
	資 源 化 ④ (t/年)	613	558	501	475	447
	可 燃 性 残 さ ⑤ (t/年)	673	666	646	626	633
	不 燃 性 残 さ ⑥ (t/年)	139	113	100	103	88
	有 害 物 (t/年)	11	10	9	8	10
	資 源 化 合 計 (①+④) (t/年)	667	606	557	524	495
	可 燃 性 残 さ 合 計 (②+⑤) (t/年)	859	832	804	773	780
	不 燃 性 残 さ 合 計 (③+⑥) (t/年)	150	121	107	110	94
	有 害 物 (t/年)	11	10	9	8	10
西 秋 川 衛 生 組 合	粗大ごみ処理施設処理量 (t/年)	1,037	983	963	949	947
	資 源 化 (t/年)	234	209	238	229	230
	可 燃 性 残 さ (t/年)	761	739	693	688	689
	不 燃 性 残 さ (t/年)	42	35	32	32	28
	不燃物処理・資源化施設処理量 (t/年)	11,200	10,704	10,247	9,793	9,746
	資 源 化 (t/年)	6,355	6,073	5,641	5,385	5,283
	可 燃 性 残 さ (t/年)	3,989	3,923	3,955	3,763	3,881
	不 燃 性 残 さ (t/年)	805	660	605	606	533
	有 害 物 (t/年)	51	48	46	39	49
	資 源 化 合 計 (t/年)	6,589	6,282	5,879	5,614	5,513
	可 燃 性 残 さ 合 計 (t/年)	4,750	4,662	4,648	4,451	4,570
	不 燃 性 残 さ 合 計 (t/年)	847	695	637	638	561
	有 害 物 (t/年)	51	48	46	39	49

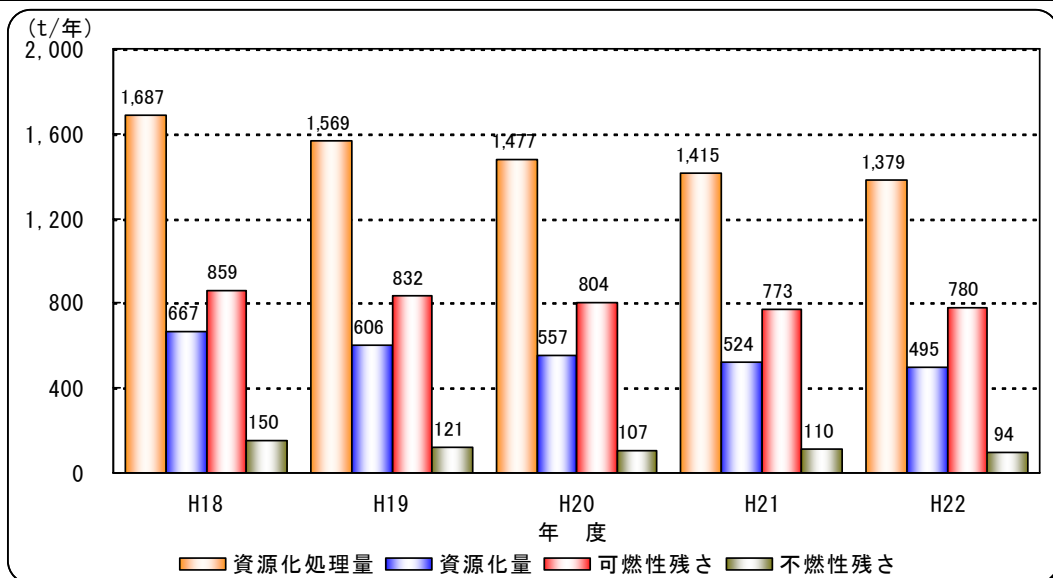


図3-3-2 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設における中間処理量

表 3-3-6 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設におけるリサイクル量

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
日 の 出 町	粗大ごみ処理施設 (t/年)	54	48	56	49	48
	鉄 類 (t/年)	32	24	32	28	25
	非 鉄 類 (t/年)	22	24	24	21	23
	不燃物処理・資源化施設 (t/年)	613	558	501	475	447
	紙 類 (t/年)	415	374	333	307	284
	紙 パ ッ ク (t/年)	—	1	1	1	1
	金 属 類 (t/年)	66	57	48	45	45
	ガ ラ ス 類 (t/年)	71	68	62	63	61
	ペ ッ ト ボ ト ル (t/年)	11	10	12	14	14
	布 類 (t/年)	50	48	45	45	42
合 計 (t/年)	667	606	557	524	495	
西 秋 川 衛 生 組 合	粗大ごみ処理施設 (t/年)	234	209	238	229	230
	鉄 類 (t/年)	143	106	139	129	122
	非 鉄 類 (t/年)	91	103	99	100	108
	不燃物処理・資源化施設 (t/年)	6,355	6,073	5,641	5,385	5,283
	紙 類 (t/年)	4,303	4,075	3,760	3,491	3,384
	紙 パ ッ ク (t/年)	9	10	10	8	9
	金 属 類 (t/年)	656	604	525	500	502
	ガ ラ ス 類 (t/年)	748	754	711	717	729
	ペ ッ ト ボ ト ル (t/年)	113	111	133	157	162
	布 類 (t/年)	526	519	502	512	497
合 計 (t/年)	6,589	6,282	5,879	5,614	5,513	

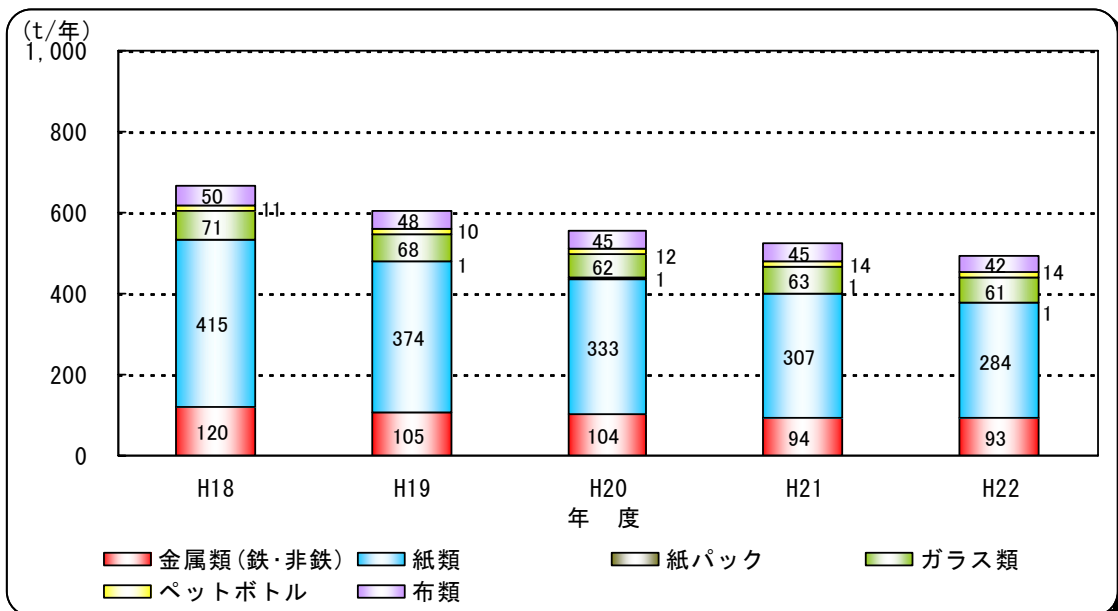


図 3-3-3 粗大ごみ処理施設、不燃物処理・資源化施設におけるリサイクル量



3 最終処分場

西秋川衛生組合御前石最終処分場の概要を表 3-3-7 に、平成 18 年度から平成 22 年度までの最終処分量を表 3-3-8 及び図 3-3-4 に示します。

第 1 御前石最終処分場については、平成 13 年 3 月に埋立を完了し、第 2 御前石最終処分場については、平成 13 年 3 月から埋立を開始し、高尾清掃センターごみ処理施設からの焼却灰、粗大ごみ処理施設及び不燃物処理・資源化施設からの不燃性残さを埋立処分しています。

表 3-3-7 御前石最終処分場の概要

名称		第1御前石最終処分場	第2御前石最終処分場
所在地		東京都あきる野市網代483番地外	
形式・処理方法		準好気性	
埋立面積		0.94ha	1.01ha
規模	全体容量	97,000m ³	87,000m ³
	廃棄物処分容量	—	70,000m ³
埋立予定期間		平成12年度埋立終了	平成12年度～平成28年度
埋立廃棄物の種類		焼却灰及び不燃性残さ	
竣工年度		昭和53年度	平成12年度

表 3-3-8 最終処分量

年度		H18	H19	H20	H21	H22
日の出町	最終処分対象量 (t/年)	768	724	700	716	677
	焼却灰 (t/年)	618	603	593	606	583
	不燃性残さ (t/年)	150	121	107	110	94
	覆土 (t/年)	202	128	152	127	62
	合計 (t/年)	970	852	852	843	739
西秋川衛生組合	最終処分対象量 (t/年)	4,531	4,337	4,225	4,189	3,943
	焼却灰 (t/年)	3,684	3,642	3,588	3,551	3,382
	不燃性残さ (t/年)	847	695	637	638	561
	覆土 (t/年)	1,202	762	928	728	364
	合計 (t/年)	5,733	5,099	5,153	4,917	4,307

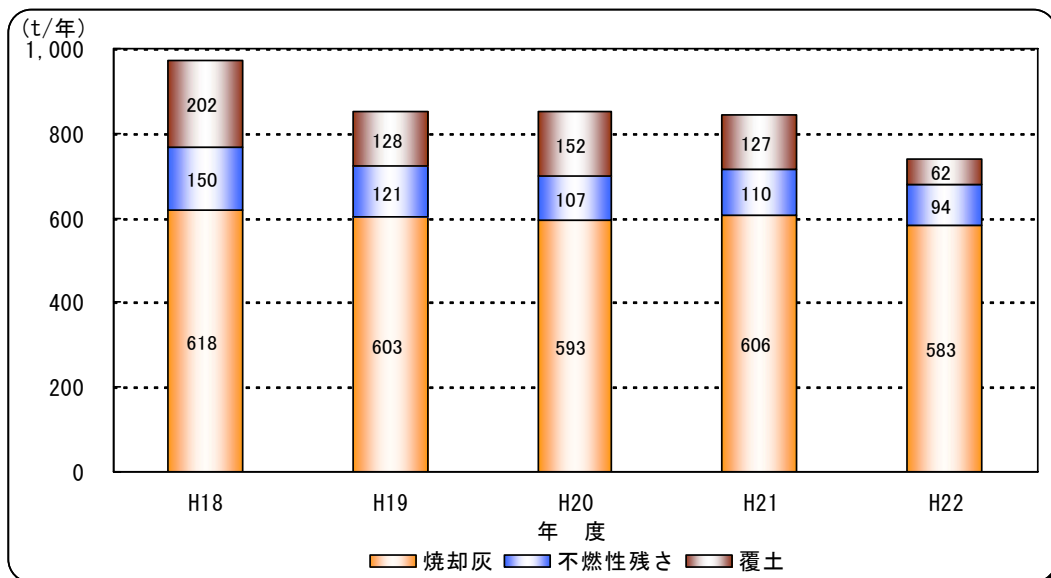


図 3-3-4 最終処分量

第4節 一般廃棄物処理システムの評価

1 前提条件

平成20年6月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとされています。

そのため、本指針に基づき、本町の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行いました。なお、システム分析に当たっては、(財)日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(以下、「支援ツール」という。)を用いて実施しました。

2 類似都市の抽出

支援ツールを用いて、類似都市の選定を実施しました。なお、選定に当たっては、人口形態、人口区分、産業構造の全ての項目で同様の形態を示していることが条件となっています。

類似都市の概要を表3-4-1に、類似都市一覧を表3-4-2に示します。

表3-4-1 類似都市の概要

人口形態	町村
人口区分	13,000人以上～18,000人未満
産業構造	二次・三次人口比85%以上、三次人口比55%以上

表3-4-2 類似都市一覧(64都市)

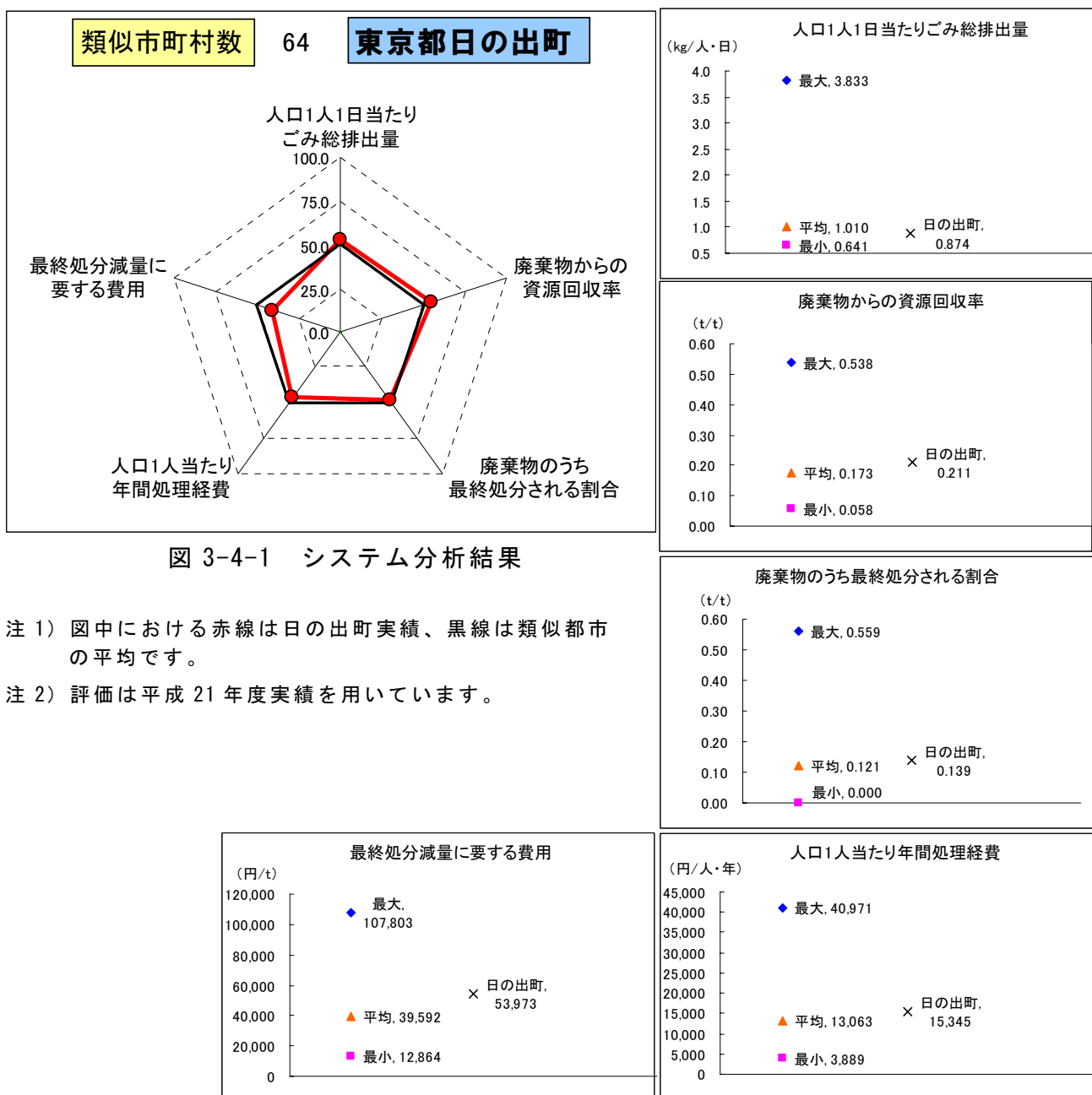
都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道	倶知安町	山梨県	市川三郷町	広島県	坂町
	岩内町		身延町	山口県	田布施町
青森県	野辺地町		富士川町		平生町
	階上町		昭和町	徳島県	松茂町
宮城県	松島町	木曾町	板野町		
山形県	山辺町	岐阜県	北方町		東みよし町
福島県	猪苗代町	静岡県	東伊豆町	香川県	土庄町
	富岡町	愛知県	豊山町		小豆島町
茨城県	美浦村	三重県	川越町		宇多津町
	利根町	京都府	大山崎町	福岡県	芦屋町
群馬県	榛東村		久御山町		鞍手町
埼玉県	滑川町		忠岡町		桂川町
	鳩山町	大阪府	太子町		大木町
千葉県	長生村	河南町	佐賀県	吉野ヶ里町	
東京都	日の出町	神河町		長崎県	川棚町
神奈川県	開成町	兵庫県	上郡町		佐々町
	箱根町		新温泉町	鹿兒島県	屋久島町
新潟県	田上町		和歌山県	上富田町	沖縄県
富山県	朝日町	那智勝浦町	那智勝浦町	嘉手納町	
石川県	宝達志水町	島根県	東出雲町	北中城村	
福井県	若狭町		隠岐の島町	中城村	

3 システム分析結果

支援ツールを用いて実施したシステム分析結果を表 3-4-3 及び図 3-4-1 に示します。一般廃棄物処理システムにおいては、外国人人口を除いた人口により 1 人 1 日当たりのごみ排出量を算出しているため、本計画内における算出数字とは若干の差異が生じています。

表 3-4-3 システム分析結果

標準的な指標	人口1人1日 当たり ごみ総排出量	廃棄物からの 資源回収率 (RDF除く)	廃棄物のうち 最終処分 される割合	人口1人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	1.010	0.173	0.121	13,063	39,592
最大	3.833	0.538	0.559	40,971	107,803
最小	0.641	0.058	0.000	3,889	12,864
日の出町	0.874	0.211	0.139	15,345	53,973



4 分析結果の評価

分析結果の評価を以下にまとめます。

本町は、類似都市の平均と比較しますと、人口1人1日当たりのごみ発生量が少なく、資源回収率及び最終処分割合が高くなっております。また、最終処分減量に要する費用が高くなっています。

(1) 人口1人1日当たりごみ発生量【ごみ発生量÷365÷人口】

人口1人1日当たりごみ発生量については、類似都市の平均1,010g/人・日に対し本町は874g/人・日と少ない状況にあります。

(2) 廃棄物からの資源回収率【資源化量÷ごみ発生量】

廃棄物からの資源回収率については、類似都市の平均0.173t/tに対し本町は0.211t/tと高くなっています。

(3) 廃棄物のうち最終処分される割合【最終処分量÷ごみ発生量】

廃棄物のうち最終処分される割合については、類似都市の平均0.121t/tに対し本町は0.139t/tと高くなっています。

(4) 人口1人当たり年間処理経費【処理及び維持管理経費÷人口】

人口1人当たり年間処理経費については、類似都市の平均13,063円/人・年に対し本町は15,345円/人・年と高くなっています。

(5) 最終処分減量に要する費用

【(処理及び維持管理費－最終処分費)÷(ごみ総合計－最終処分量)】

最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理などに要した経費は、類似都市の平均39,592円/tに対し本町は53,973円/tと高くなっています。

第5節 現状の分析

1 前回計画の達成状況

(1) ごみ排出量（1人1日当たりのごみ排出量）

本町におけるごみ排出量の目標達成状況を表3-5-1及び表3-5-2に示します。

1人1日当たりのごみ排出量における、可燃ごみについては、前回計画の目標値を達成できませんでした。本町においては、他地域からの転入により世帯数が増加傾向にあります。そのため、本町の分別が周知・徹底されるまで時間を要することから、可燃ごみの増加に影響を及ぼしていることが考えられます。

表3-5-1 ごみ排出量

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
	(t/年)	(t/年)	(t/年)
平成22年度(実績)	3,203	705	201
前回計画における平成22年度の目標値	3,270	661	197
達成状況	○(達成)	×(未達成)	△(ほぼ達成)

備考) 資源については発生抑制施策の対象外としているため、資源における達成状況は除いています。

表3-5-2 1人1日当たりのごみ排出量

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ
	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)
平成22年度(実績)	532	117	33
前回計画における平成22年度の目標値	461	111	33
達成状況	×(未達成)	△(ほぼ達成)	○(達成)

(2) リサイクル率

リサイクル率における達成状況は、表3-5-3のとおりです。
前回計画の目標値を達成できませんでした。

表3-5-3 リサイクル率

	リサイクル率
	(%)
平成22年度(実績)	20.7
前回計画における平成22年度の目標値	24以上
達成状況	×(未達成)

(3) 最終処分量（西秋川衛生組合）

西秋川衛生組合における最終処分量の達成状況は表3-5-4のとおりです。

最終処分量は減少したものの、当初予定していた更新施設の稼働が計画の見直しなどにより遅れたため、前回計画の目標値を達成できませんでした。

表3-5-4 西秋川衛生組合における最終処分量

	最終処分量
	(t/年)
平成22年度(実績)	3,943
前回計画における平成22年度の目標値	おおむね半分以下 (2,775)
達成状況	×(未達成)

2 本町における課題

(1) 減量化の課題

ア ごみの減量化の推進

本町におけるごみ排出量のうち約60%を可燃ごみが占めます。

平成21年度における1人1日当たりのごみ排出量は869g/人・日であり、全国平均の994g/人・日、東京都平均の1,029g/人・日と比較しても、低い排出量となっていますが、可燃ごみの更なる削減に向け、各種施策を推進していく必要があります。

また、三成分（水分・灰分・可燃分）の約50%を占める水分の多くは、可燃ごみに含まれていることから、対策を講じる必要があります。



イ ごみの戸別収集・有料化

本町においては、ごみのさらなる削減に向け、ごみの戸別収集・有料化を実施していく必要があります。（排出者が明確になることで、ルール違反が減り、マナーやモラルが向上し、ごみ置き場をめぐる様々な問題が少なくなります。また、ごみに対する町民の意識が大きく変わるものと思われます。）

(2) リサイクルの課題

ア リサイクル率の向上

本町のリサイクル率を見ると、平成21年度は20.9%であり、全国平均の20.5%、東京都平均の23.4%と比較しても、全国平均と同じではありませんが、東京都の平均より低いリサイクル率となっています。

そのため、分別の徹底を促進、資源化に対する意識の高揚を図り、さらなるリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。



イ 集団回収の推進

本町の集団回収量は増加傾向となっていますが、この状態を継続していく必要があります。

集団回収は町民主体の事業であるため、地域コミュニティの活性化や地域での環境教育の場となることも期待できます。

ウ 分別品目の見直し

現在、拠点回収としているペットボトル、不燃ごみとして収集している廃プラスチックについて、新ごみ処理施設整備に伴い分別品目の見直しを行う必要があります。

(3) 最終処分の課題

ア 最終処分場の延命

本町の最終処分量は減少傾向となっていますが、組織市町村及び組合における貴重な最終処分場を将来にわたり確保していくためにも、最終処分場の延命を図っていく必要があります。

第 4 章 ごみ処理基本計画

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念・基本方針

基本理念 『循環型社会構築の推進』

これからの社会は、旧来の大量に生産されたものを、大量に消費し廃棄する「使い捨て社会」をあらため、限りある資源を大切に使い、持続可能な「循環型社会」目指す必要があります。



● 基本方針1 「3Rの推進」

町民・行政・事業者の三者協力により、3Rの取組【Reduce（リデュース、減らす）、Reuse（リユース、再び使う）、Recycle（リサイクル、再資源化）】を推進します。

● 基本方針2 「ごみの適正処理」

生活環境を保全し、快適な都市機能を維持していくために、法令に基づき、ごみの適正処理を行います。

第2節 将来人口の推計

本町における将来人口の推計を表4-2-1及び図4-2-1に、西秋川衛生組合圏域における将来人口を表4-2-2及び図4-2-2に示します。

将来人口の推計については、他の計画との整合を図るため、平成31年度までは2010年6月策定の「第四次日の出町長期総合計画」に掲げる推計を用い、平成31年度以降においては見込みとしました。

これによると、計画目標年度(平成38年度)においては19,425人と見込まれます。

表4-2-1 将来人口の推計

年 度	人 口	
	(人)	
H18	15,907	
H19	15,861	
H20	15,954	
H21	16,269	実績
H22	16,503	↑
H23	16,702	↓
H24	16,902	予測
H25	17,101	
H26	17,300	
H27	17,500	中間
H28	17,675	目標年度
H29	17,850	
H30	18,025	
H31	18,200	
H32	18,375	
H33	18,550	
H34	18,725	
H35	18,900	
H36	19,075	
H37	19,250	
H38	19,425	目標年度

出典) 第四次日の出町長期総合計画(平成31年度まで)
(2010年6月策定)

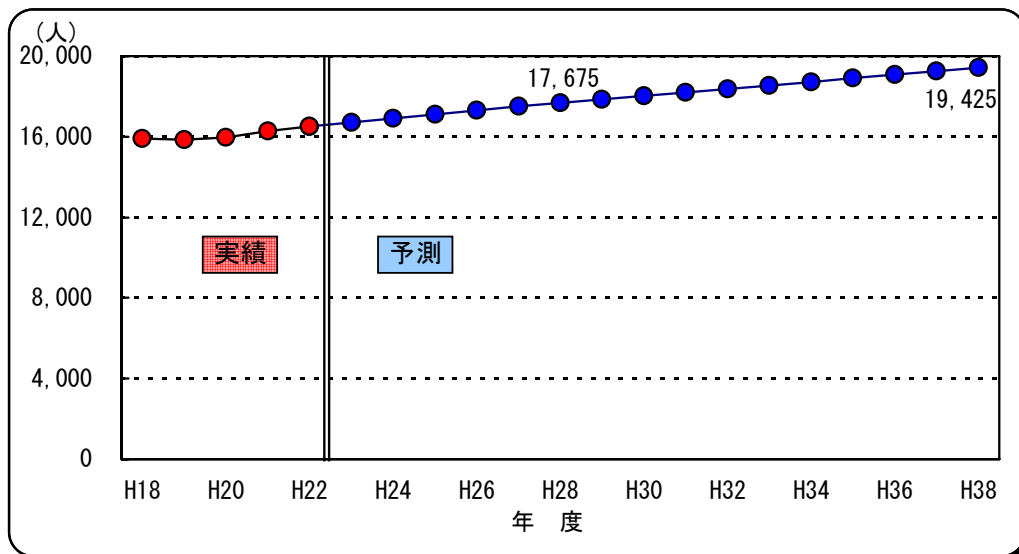


図4-2-1 将来人口の推計

表 4-2-2 将来人口の推計（組合圏域）

年 度	人 口					
	組 合 (人)	あきる野市 (人)	日の出町 (人)	檜原村 (人)	奥多摩町 (人)	
H18	106,503	80,841	15,907	3,028	6,727	
H19	106,576	81,200	15,861	2,929	6,586	
H20	106,709	81,448	15,954	2,844	6,463	
H21	107,221	81,865	16,269	2,801	6,286	実績
H22	107,218	81,852	16,503	2,704	6,159	↑
H23	107,247	81,882	16,702	2,658	6,005	↓
H24	107,292	81,911	16,902	2,612	5,867	予測
H25	107,339	81,941	17,101	2,566	5,731	
H26	107,389	81,970	17,300	2,520	5,599	
H27	107,444	82,000	17,500	2,474	5,470	中間
H28	107,650	82,200	17,675	2,431	5,344	目標年度
H29	107,859	82,400	17,850	2,388	5,221	
H30	108,071	82,600	18,025	2,345	5,101	
H31	108,286	82,800	18,200	2,302	4,984	
H32	108,503	83,000	18,375	2,259	4,869	
H33	108,247	82,720	18,550	2,220	4,757	
H34	107,993	82,440	18,725	2,181	4,647	
H35	107,742	82,160	18,900	2,142	4,540	
H36	107,493	81,880	19,075	2,103	4,435	
H37	107,247	81,600	19,250	2,064	4,333	
H38	107,003	81,320	19,425	2,025	4,233	目標年度

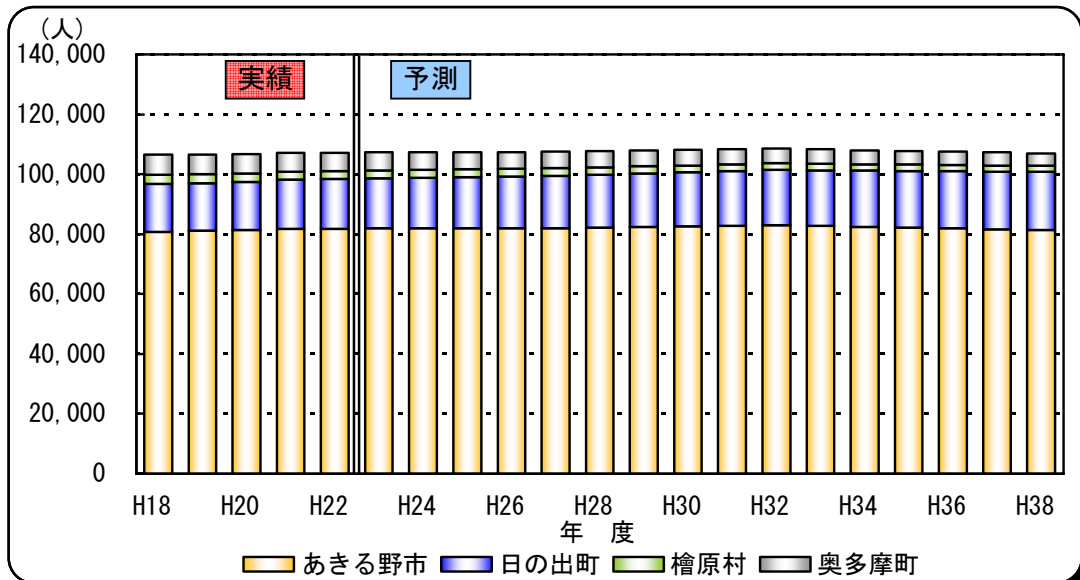


図 4-2-2 将来人口の推計（組合圏域）

第3節 ごみ発生量の予測（ごみ排出抑制を実施しない場合）

1 概要

ごみ量の将来推計については、環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月）」に示される手順により行いました。

予測については、過去5年程度の『可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源、集団回収』の実績（1人1日当たりのごみ排出量）を用い、それぞれのごみについて将来予測を行いました。

予測式は、『一次傾向線、二次傾向線、べき曲線、一次指数曲線、ロジスティック曲線』の5つを用い、これらの予測から『過去の増減の傾向』などを勘案し、最も妥当と判断される予測式を採用しました。

また、ごみ量の将来推計については、予測値（1人1日当たりのごみ排出量）に将来人口を乗じて年間のごみの予測量としました。

2 予測式の特徴

5つの予測式『一次傾向線、二次傾向線、べき曲線、一次指数曲線、ロジスティック曲線』の特徴を次に示します。

（1）一次傾向線

直線式のため増加・減少傾向がはっきりと出ます。ただし、実績に増減がある場合においては正確さに欠けます。

（2）二次傾向線

実績が緩やかな曲線を示す場合は、ある程度正確になりますが、増減を繰り返す場合や増加の後に減少を示す場合は、極端な傾向を示す予測となります。

（3）べき曲線

初年度近辺の値において年数が増えるごとに、一定のべき係数で増加若しくは減少を繰り返す式です。

また、比較的あてはまりが良い傾向にあります。

（4）一次指数曲線

実績の増減値が等比級数的（ある程度極端な増減）な傾向を示す場合は正確となりますが、それ以外においては極端な傾向となります。

（5）ロジスティック曲線

人口増加に関する法則の研究から導かれたものであり、一定数に収束する傾向を示す予測となります。

3 ごみ発生量の見込み

(1) 1人1日当たりのごみ排出量の予測

5つの予測式を用い、1人1日当たりのごみ排出量の予測を行いました。

ア 可燃ごみ

可燃ごみの予測結果を表4-3-1及び図4-3-1に示します。

表4-3-1 可燃ごみ予測結果 (g/人・日)

年度	一次傾向線	二次傾向線	べき曲線	一次指数曲線	ロジスティック曲線	
H18			570			
H19			552			
H20			544			
H21			538			
H22			532			実績 ↑
H23	520	533	528	521	516	↓
H24	511	537	525	512	503	予測
H25	502	545	522	504	489	
H26	493	556	519	496	473	
H27	484	571	517	488	457	中間
H28	475	590	515	480	440	目標年度
H29	466	613	513	472	422	
H30	457	639	511	464	402	
H31	448	669	510	457	383	
H32	439	703	508	449	362	
H33	430	740	507	442	341	
H34	421	781	506	435	320	
H35	412	826	504	428	299	
H36	403	875	503	421	278	
H37	394	927	502	414	257	
H38	385	983	501	407	236	目標年度

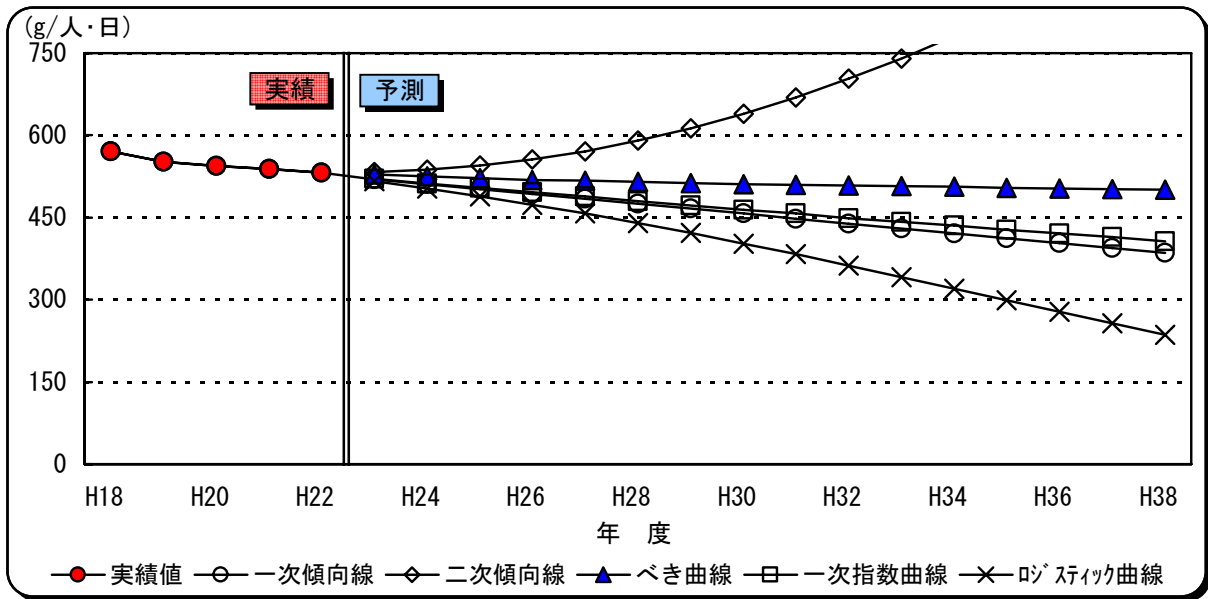


図4-3-1 可燃ごみ予測結果

イ 不燃ごみ

不燃ごみの予測結果を表4-3-2及び図4-3-2に示します。

表4-3-2 不燃ごみ予測結果 (g/人・日)

年度	一次傾向線	二次傾向線	べき曲線	一次指数曲線	ロジスティック曲線	
H18			136			
H19			131			
H20			124			
H21			119			
H22			117			実績 ↑
H23	113		115	113	112	↓
H24	110		114	110	106	予測
H25	106		113	107	100	
H26	103		112	104	92	
H27	99		111	101	85	中間
H28	96		110	98	76	目標年度
H29	92	予測不可能	109	95	68	
H30	89		109	92	59	
H31	85		108	90	51	
H32	82		108	87	43	
H33	78		108	85	36	
H34	75		107	82	30	
H35	71		107	80	24	
H36	68		106	78	20	
H37	64		106	75	16	
H38	61		106	73	13	目標年度

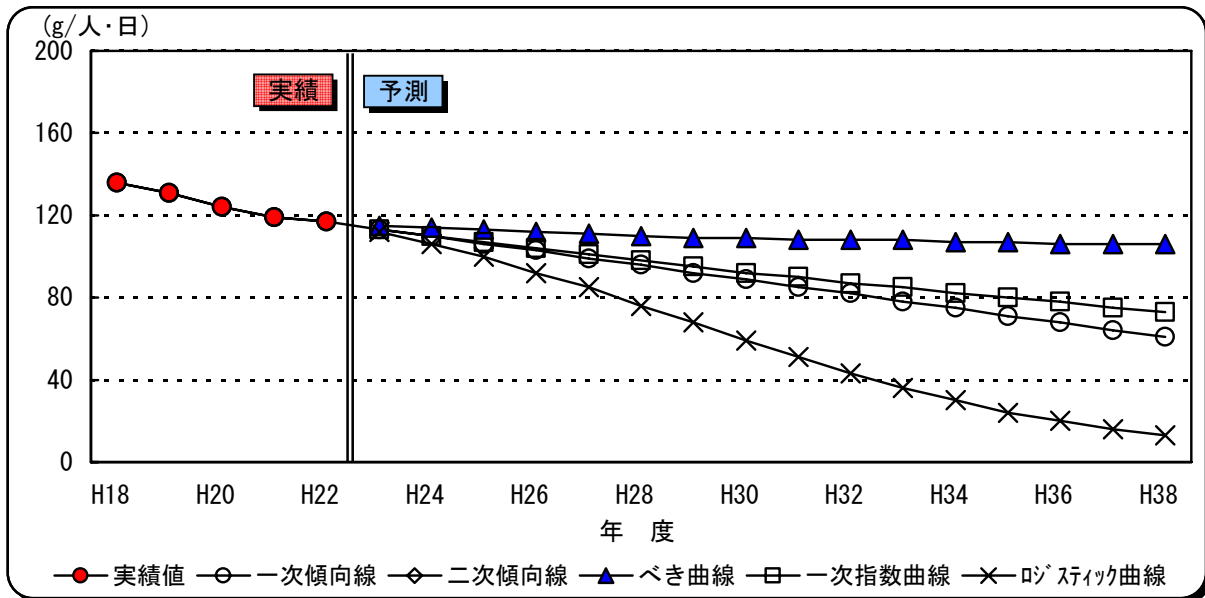


図4-3-2 不燃ごみ予測結果

ウ 粗大ごみ

粗大ごみの予測結果を表4-3-3及び図4-3-3に示します。

表4-3-3 粗大ごみ予測結果 (g/人・日)

年度	一次傾向線	二次傾向線	べき曲線	一次指数曲線	ロジスティック曲線	
H18			43			
H19			38			
H20			38			
H21			34			
H22			33			実績 ↑
H23	31	30	33	31	27	↓
H24	29	26	32	30	20	予測
H25	27	22	31	28	12	
H26	25	18	31	27	7	
H27	23	13	31	25	3	中間
H28	22	8	30	24	2	目標年度
H29	20	2	30	23	1	
H30	18	-5	30	21	0	
H31	16	-11	29	20	0	
H32	14	-19	29	19	0	
H33	12	-27	29	18	0	
H34	10	-35	29	17	0	
H35	8	-44	29	16	0	
H36	6	-53	28	16	0	
H37	4	-63	28	15	0	
H38	3	-74	28	14	0	目標年度

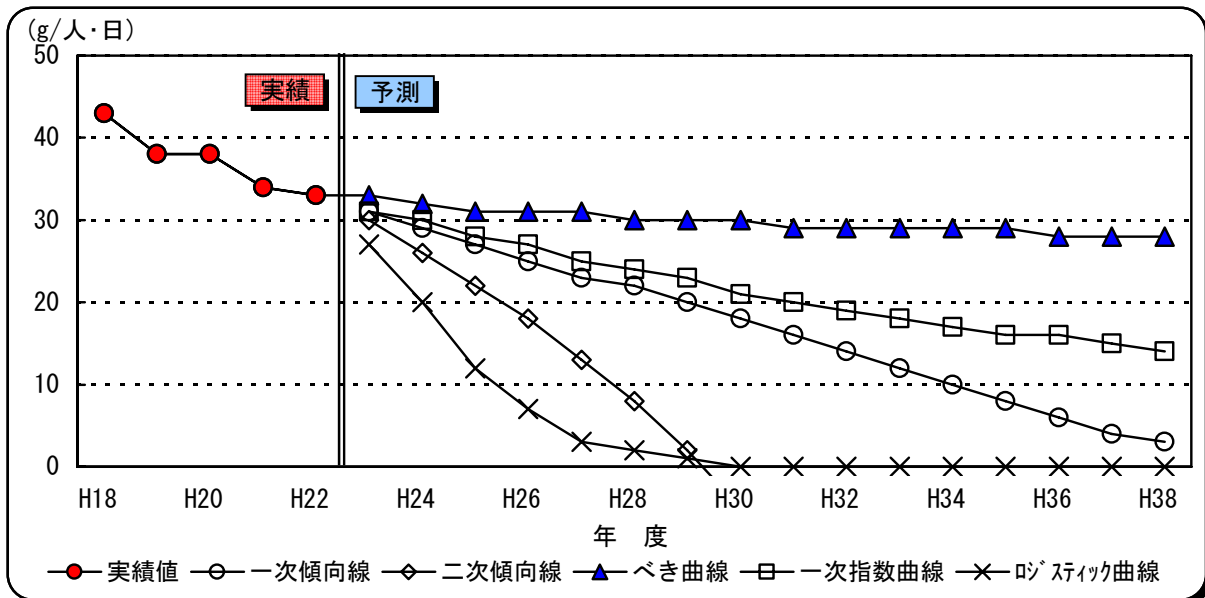


図4-3-3 粗大ごみ予測結果

エ 資源

資源の予測結果を表4-3-4及び図4-3-4に示します。

表4-3-4 資源予測結果 (g/人・日)

年度	一次傾向線	二次傾向線	べき曲線	一次指数曲線	ロジスティック曲線	
H18			111			
H19			101			
H20			92			
H21			85			
H22			79			実績 ↑
H23	72		77	73	68	↓
H24	66		74	68	55	予測
H25	59		72	63	42	
H26	53		71	58	31	
H27	46		70	54	21	中間
H28	40		69	50	13	目標年度
H29	33	予測不可能	68	46	8	
H30	27		67	43	5	
H31	20		66	40	3	
H32	14		65	37	2	
H33	7		65	34	1	
H34	1		64	32	1	
H35	-6		63	29	0	
H36	-12		63	27	0	
H37	-19		62	25	0	
H38	-25		62	23	0	目標年度

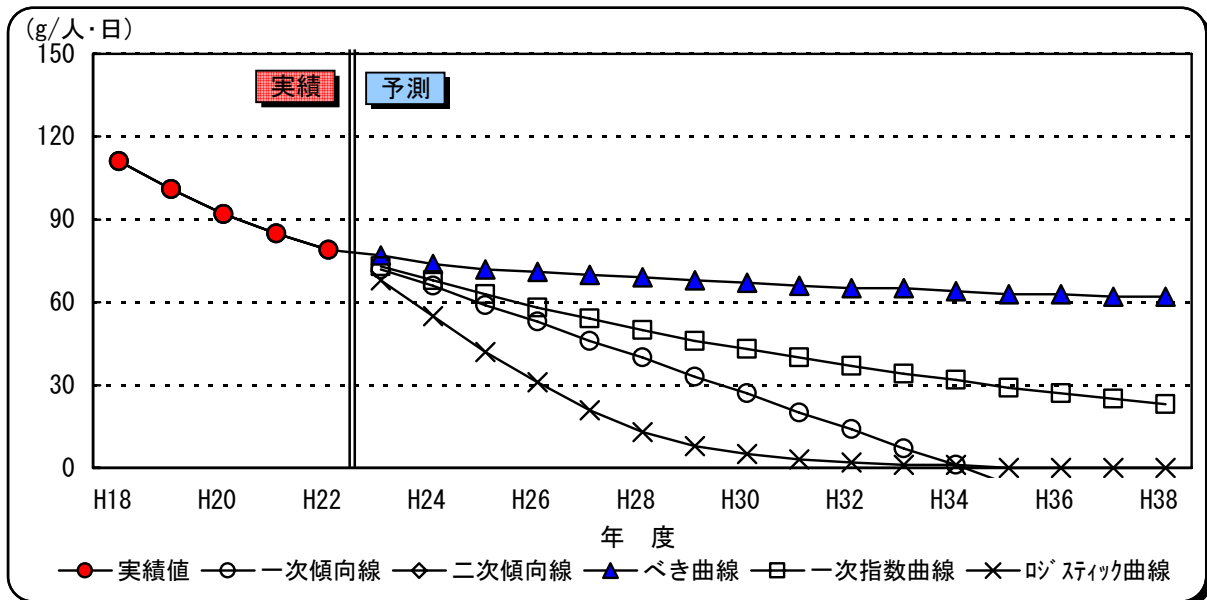


図4-3-4 資源予測結果

オ 集団回収

集団回収の予測結果を表4-3-5及び図4-3-5に示します。

表4-3-5 集団回収予測結果 (g/人・日)

年度	一次傾向線	二次傾向線	べき曲線	一次指数曲線	ロジスティック曲線	
H18			81			
H19			88			
H20			92			
H21			93			
H22			94			実績 ↑
H23	99	91	97	99	94	↓
H24	102	87	98	103	95	予測
H25	105	80	99	107	95	
H26	108	72	101	111	95	
H27	111	61	102	115	95	中間
H28	114	48	102	119	95	目標年度
H29	118	33	103	123	95	
H30	121	16	104	127	95	
H31	124	-4	105	132	95	
H32	127	-25	106	137	95	
H33	130	-49	106	142	95	
H34	133	-75	107	147	95	
H35	136	-103	107	152	95	
H36	139	-133	108	157	95	
H37	142	-165	108	163	95	
H38	145	-200	109	169	95	目標年度

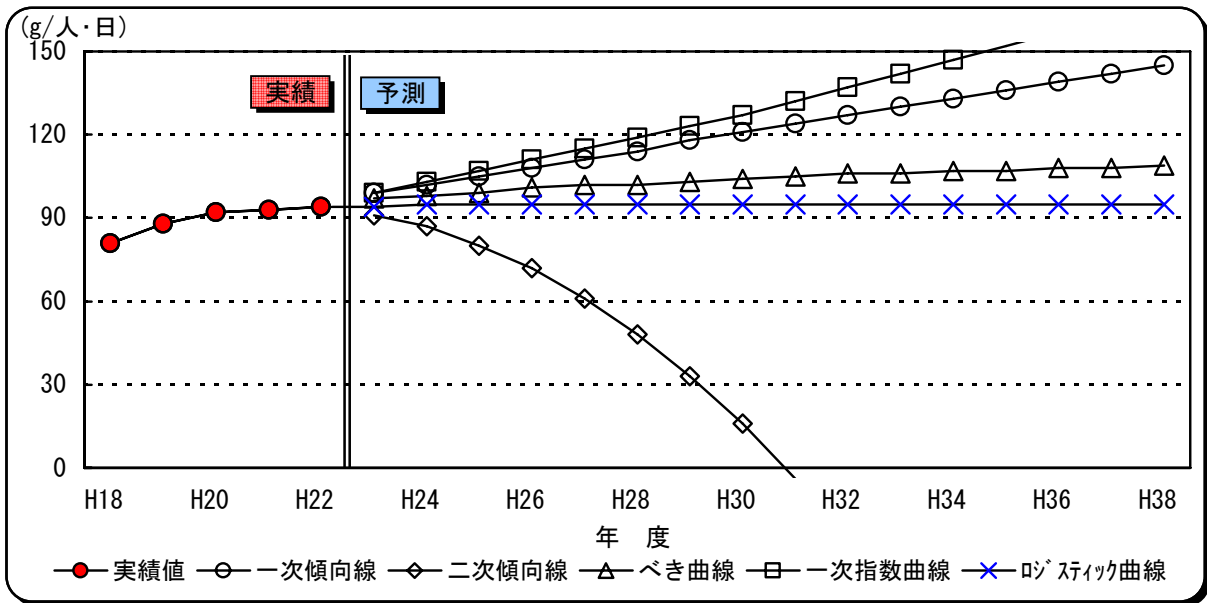


図4-3-5 集団回収予測結果

(2) 予測結果 (1人1日当たりのごみ排出量)

本町における1人1日当たりのごみ排出量の予測結果一覧を表4-3-6及び図4-3-6に示します。

熱回収施設整備に伴い、平成26年度から、現在、不燃ごみとして収集を行っているプラスチック類(白色トレイを除く。)を可燃ごみとして収集し、熔融処理を行います。

また、直接搬入ごみの受入・処理を行うこととしています。

可燃ごみとして収集されるプラスチック類については、類似都市における1人1日当たりのごみ排出量(プラスチック類)の平均値14g/人・日が想定されます。

一方、直接搬入ごみについては、約100g/人・日の持込が予想されます。

表4-3-6 予測結果一覧

年度	収集ごみ					直接搬入 ごみ (参考)	集団回収	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源				
	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)
H18	860	570	136	43	111		81	941
H19	822	552	131	38	101		88	910
H20	798	544	124	38	92		92	890
H21	776	538	119	34	85		93	869
H22	761	532	117	33	79		94	855
H23	753	528	115	33	77		94	847
H24	745	525	114	32	74		95	840
H25	738	522	113	31	72		95	833
H26	764	564	98	31	71	(101)	95	859
H27	760	562	97	31	70	(101)	95	855
H28	754	559	96	30	69	(100)	95	849
H29	750	557	95	30	68	(100)	95	845
H30	747	555	95	30	67	(100)	95	842
H31	742	553	94	29	66	(99)	95	837
H32	739	551	94	29	65	(99)	95	834
H33	738	550	94	29	65	(99)	95	833
H34	735	549	93	29	64	(99)	95	830
H35	731	546	93	29	63	(98)	95	826
H36	728	545	92	28	63	(98)	95	823
H37	726	544	92	28	62	(98)	95	821
H38	725	543	92	28	62	(98)	95	820

実績

↑

↓

予測

中間

目標年度

目標年度

備考) 直接搬入ごみの()内は、種類毎のごみ量に含まれています。

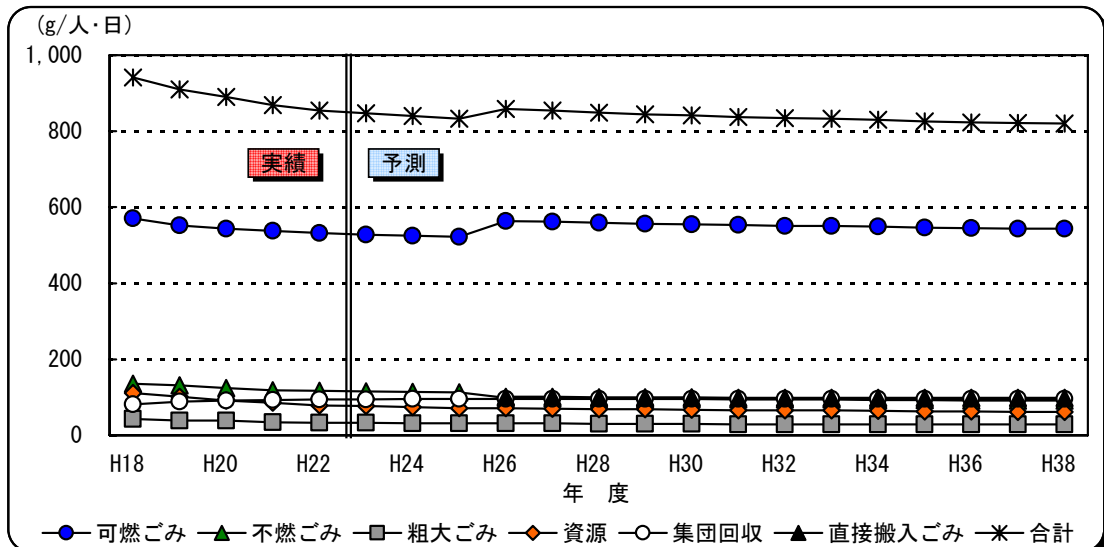


図4-3-6 予測結果一覧

(3) ごみ発生量の予測 (年間ごみ発生量)

前記、(2)の予測結果から求めた、ごみ発生量の将来推移を表4-3-7及び図4-3-7に示します。

表 4-3-7 ごみ発生量の将来推移

年度	計画 収集人口 (人)	収集ごみ					直接搬入 ごみ (参考) (t/年)	集団回収 (t/年)	合計 (t/年)	
		可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	粗大ごみ (t/年)	資源 (t/年)	資源 (t/年)				
H18	15,907	4,995	3,308	791	251	645		473	5,468	
H19	15,861	4,771	3,202	762	222	585		513	5,284	
H20	15,954	4,642	3,165	723	221	533		537	5,179	
H21	16,269	4,608	3,193	709	203	503		555	5,163	実績
H22	16,503	4,582	3,203	705	201	473		569	5,151	↑
H23	16,702	4,590	3,219	701	201	469		573	5,163	↓
H24	16,902	4,596	3,239	703	197	457		586	5,182	予測
H25	17,101	4,606	3,258	705	194	449		593	5,199	
H26	17,300	4,823	3,561	619	195	448	(637)	600	5,423	
H27	17,500	4,855	3,590	620	198	447	(645)	607	5,462	
H28	17,675	4,864	3,607	619	193	445	(645)	613	5,477	中間 目標年度
H29	17,850	4,886	3,629	619	195	443	(652)	619	5,505	
H30	18,025	4,915	3,652	625	197	441	(658)	625	5,540	
H31	18,200	4,930	3,673	625	193	439	(658)	631	5,561	
H32	18,375	4,957	3,696	630	195	436	(664)	637	5,594	
H33	18,550	4,997	3,724	636	197	440	(670)	643	5,640	
H34	18,725	5,026	3,753	636	199	438	(678)	649	5,675	
H35	18,900	5,042	3,766	641	200	435	(676)	655	5,697	
H36	19,075	5,068	3,794	641	194	439	(682)	661	5,729	
H37	19,250	5,099	3,822	646	196	435	(688)	667	5,766	
H38	19,425	5,141	3,850	653	198	440	(695)	674	5,815	目標年度

備考) 直接搬入ごみの () 内は、種類ごとのごみ量に含まれています。

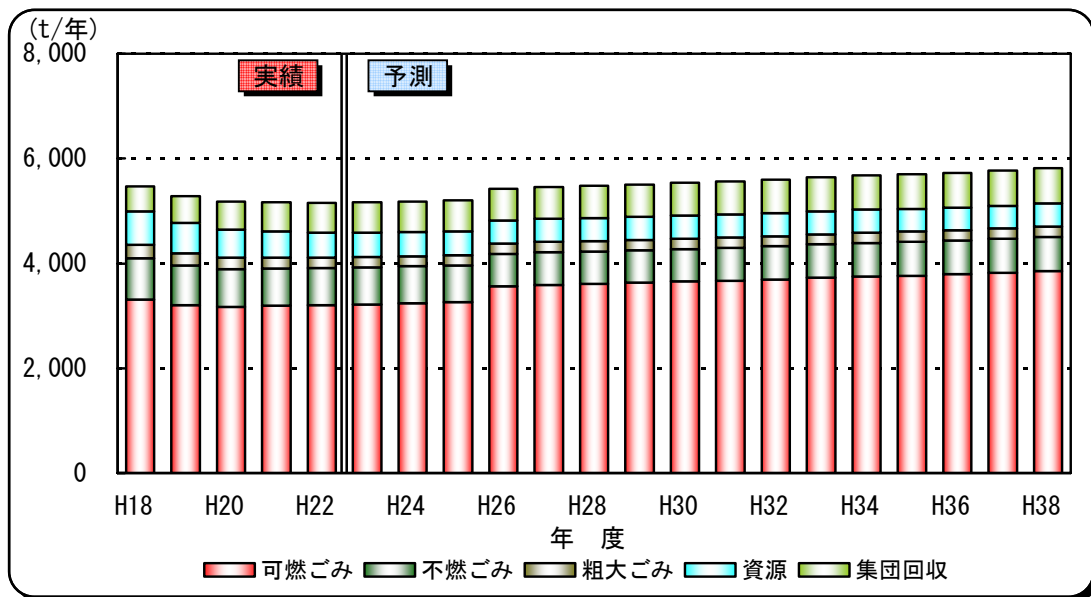


図 4-3-7 ごみ発生量の将来推移

第4節 減量及びリサイクル目標の設定

1 国の基本方針における目標

平成22年12月20日に環境省から廃棄物処理法に基づく基本方針の変更が発表されており、その中で廃棄物の減量化等の目標について、以下のとおりに定めています。

表4-4-1 一般廃棄物における基本方針（国）

目標年度 平成27年度	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成19年度に対し、約5%削減	平成19年度に対し、増加を約1%に抑制
再生利用量	平成19年度に対し、約20%から約25%に増加	平成19年度に対し、約52%から約53%に増加
最終処分量	平成19年度に対し、約22%削減	平成19年度に対し、約12%削減

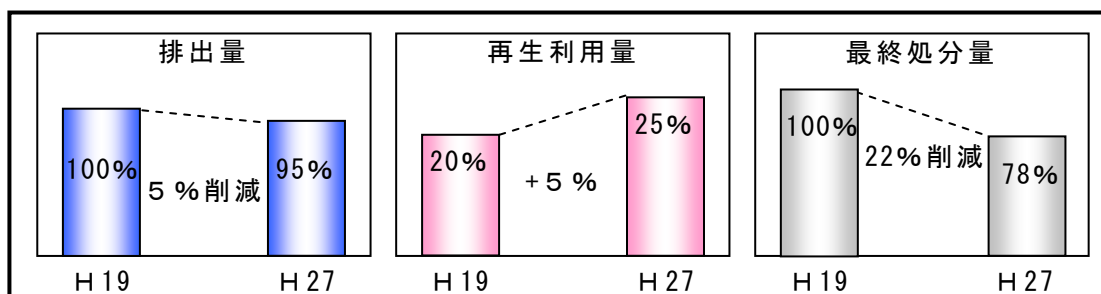


図4-4-1 一般廃棄物における基本方針（国）

2 東京都の計画目標

東京都では、『廃棄物処理計画（平成23年改定）』の中で、排出量、再生利用量、最終処分量に対し、以下のとおり数値目標を定めています。

表4-4-2 一般廃棄物における基本方針（東京都）

目標年度 平成27年度	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	平成19年度に対し、約7%削減	平成19年度に対し、約0.5%削減
再生利用量	平成19年度に対し、約22%から約26%に増加	平成19年度に対し、約32%で同じ
最終処分量	平成19年度に対し、約60%削減	平成19年度に対し、約14%削減

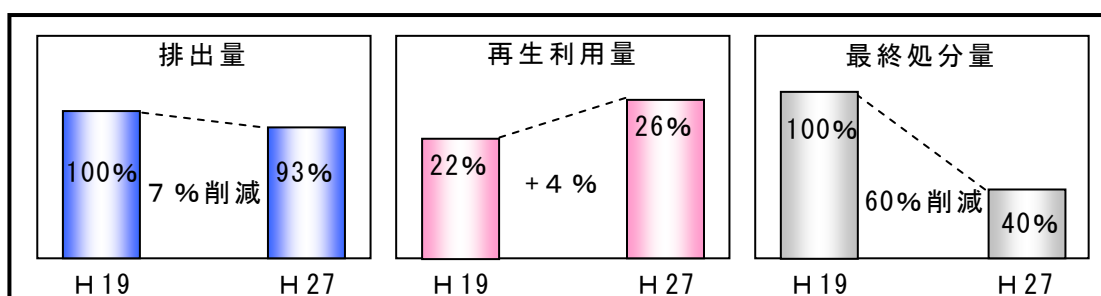


図4-4-2 一般廃棄物における基本方針（東京都）

3 本町の目標値

本町における1人1日当たりのごみ量は、平成19年度の910gに対し平成22年度には855gとなり、55g（6.0%）減少しております。

また、現状で推移した場合、平成19年度に対する平成27年度の1人1日当たりのごみ量は855gとなり、55g（6.0%）の減少と予測されます。

このように、国・東京都の数値目標に対しては現状でもほぼ達成しており、現状維持による推移において、十分達成可能な状況にあります。

そのため、国・東京都の数値目標を勘案し、本町における現況を踏まえた、ごみ減量・リサイクルに関する目標値を次のように設定します。

なお、平成38年度のリサイクル率の目標値については、現在建設中の熱回収施設の完成に伴いプラスチック類の処理がサーマルリサイクルに変わること、また将来における社会状況等の予想が困難なことから、平成28年度と同様の値としていますが、5年ごとの改定時に随時見直すこととします。

『中間目標年度（平成28年度）における目標値の設定』

ごみ減量の目標値として、資源・集団回収を除く1人1日当たりのごみ排出量を、平成22年度に対し平成28年度で5%減量を目標とします。

また、リサイクル率については、約26%を目標とします。

『目標年度（平成38年度）における目標値の設定』

ごみ減量の目標値として、資源・集団回収を除く1人1日当たりのごみ排出量を、平成22年度に対し平成38年度で約8%削減を目標とします。

また、リサイクル率については、約26%を目標とします。

表 4-4-3 ごみ減量・リサイクルの目標値

区 分	中間目標年度 (平成28年度)	目標年度 (平成38年度)
1人1日当たりのごみ排出量	平成22年度に対し、5%削減 【資源・集団回収を除く】	平成22年度に対し、約8%削減 【資源・集団回収を除く】
リサイクル率	平成22年度に対し、約21%から約26%に増加	平成22年度に対し、約21%から約26%に増加

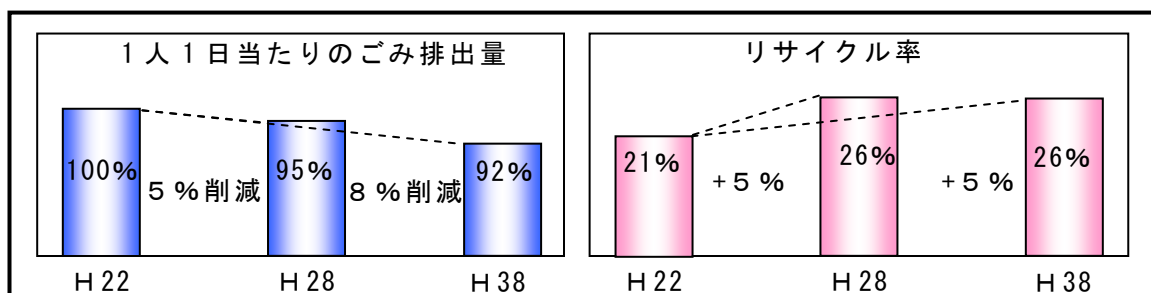


図 4-4-3 一般廃棄物における基本方針（本町）

第5節 ごみ発生量の予測（ごみ排出抑制を実施した場合）

1 1人1日当たりのごみ排出量（ごみ排出抑制を実施した場合）

前節で設定した目標値を基に、ごみ排出抑制を実施した場合の将来の1人1日当たりのごみの排出量を表4-5-1及び図4-5-1に示します。

表4-5-1 1人1日当たりのごみ排出量（ごみ排出抑制を実施した場合）

年度	収集ごみ					直接搬入 ごみ (参考)	集団回収	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源				
	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)				
H18	860	570	136	43	111		81	941
H19	822	552	131	38	101		88	910
H20	798	544	124	38	92		92	890
H21	776	538	119	34	85		93	869
H22	761	532	117	33	79		94	855
H23	753	528	115	33	77		94	847
H24	738	519	113	32	74		95	833
H25	724	511	111	30	72		95	819
H26	741	545	95	30	71	(98)	95	836
H27	729	536	93	30	70	(97)	95	824
H28	716	527	91	29	69	(95)	95	811
H29	712	525	90	29	68	(95)	95	807
H30	709	523	90	29	67	(95)	95	804
H31	704	521	89	28	66	(94)	95	799
H32	701	519	89	28	65	(94)	95	796
H33	700	518	89	28	65	(94)	95	795
H34	697	517	88	28	64	(94)	95	792
H35	693	514	88	28	63	(93)	95	788
H36	690	513	87	27	63	(93)	95	785
H37	688	512	87	27	62	(93)	95	783
H38	687	511	87	27	62	(93)	95	782

備考) 直接搬入ごみの () 内は、種類毎のごみ量に含まれています。

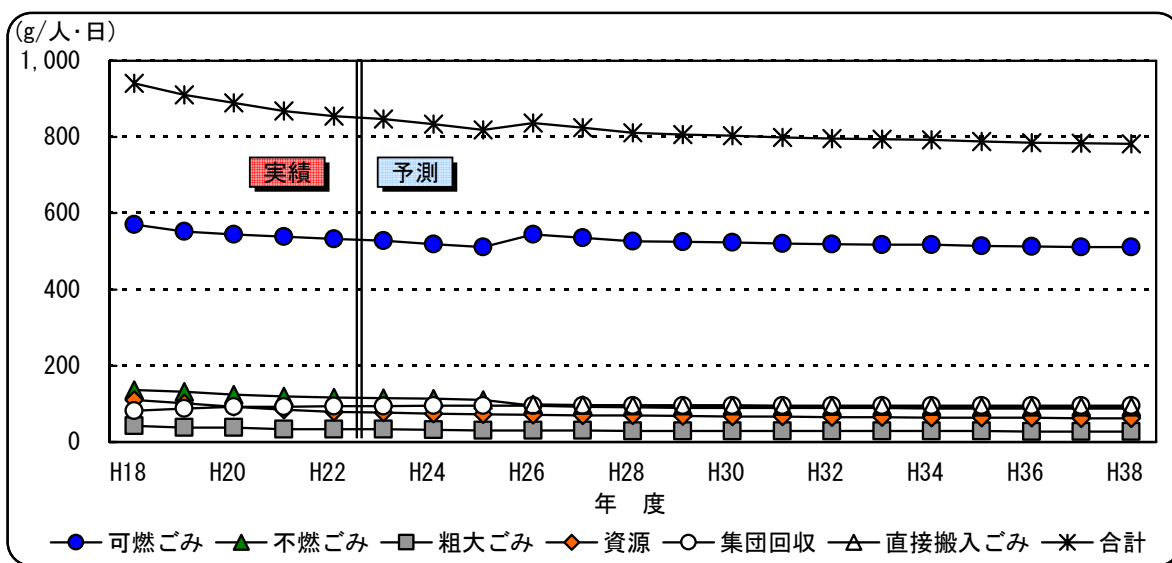


図4-5-1 1人1日当たりのごみ排出量（ごみ排出抑制を実施した場合）

2 ごみ発生量（ごみ排出抑制を実施した場合）

ごみ排出抑制を実施した場合における、ごみ発生量を表4-5-2及び図4-5-2に示します。

表4-5-2 ごみ発生量（ごみ排出抑制を実施した場合）

年度	計画 収集 人口 (人)	収集ごみ					直接搬入 ごみ (参考) (t/年)	集団回収 (t/年)	合計 (t/年)	
		可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	粗大ごみ (t/年)	資源 (t/年)					
H18	15,907	4,995	3,308	791	251	645		473	5,468	
H19	15,861	4,771	3,202	762	222	585		513	5,284	
H20	15,954	4,642	3,165	723	221	533		537	5,179	
H21	16,269	4,608	3,193	709	203	503		555	5,163	実績 ↑
H22	16,503	4,582	3,203	705	201	473		569	5,151	
H23	16,702	4,590	3,219	701	201	469		573	5,163	↓
H24	16,902	4,553	3,202	697	197	457		586	5,139	予測
H25	17,101	4,519	3,190	693	187	449		593	5,112	
H26	17,300	4,678	3,441	600	189	448	(619)	600	5,278	
H27	17,500	4,657	3,424	594	192	447	(620)	607	5,264	中間
H28	17,675	4,619	3,400	587	187	445	(613)	613	5,232	目標年度
H29	17,850	4,639	3,421	586	189	443	(619)	619	5,258	
H30	18,025	4,665	3,441	592	191	441	(625)	625	5,290	
H31	18,200	4,676	3,461	591	186	438	(624)	631	5,307	
H32	18,375	4,702	3,481	597	188	436	(630)	637	5,339	
H33	18,550	4,740	3,507	603	190	440	(636)	643	5,383	
H34	18,725	4,763	3,534	601	191	437	(642)	649	5,412	
H35	18,900	4,781	3,546	607	193	435	(642)	655	5,436	
H36	19,075	4,805	3,572	606	188	439	(648)	661	5,466	
H37	19,250	4,834	3,597	611	190	436	(653)	667	5,501	
H38	19,425	4,871	3,623	617	191	440	(659)	674	5,545	目標年度

備考) 直接搬入ごみの()内は、種類毎のごみ量に含まれています。

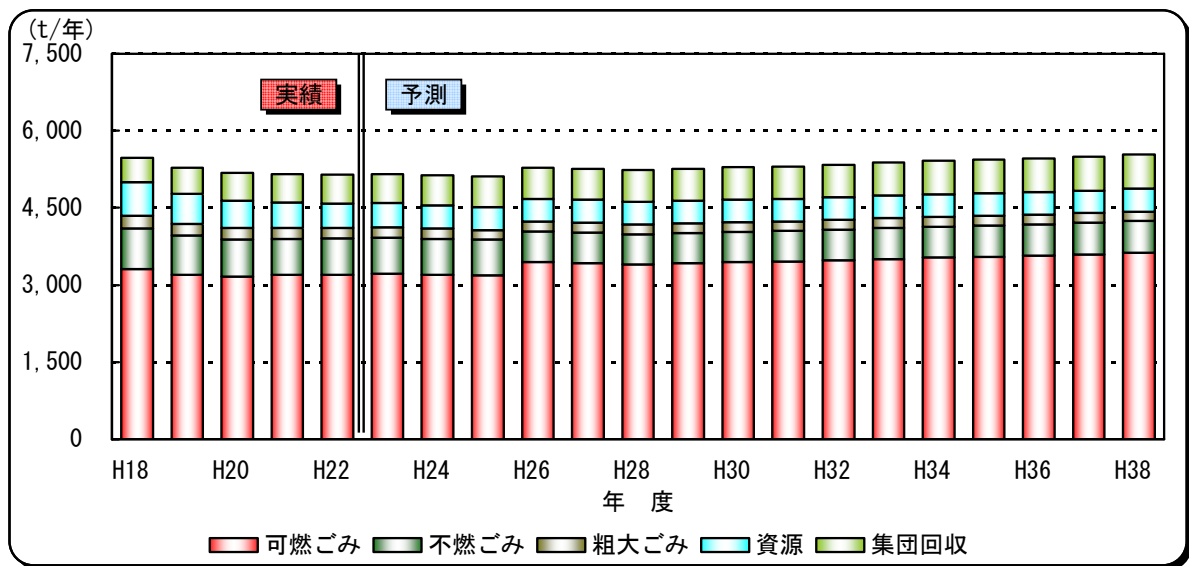


図4-5-2 ごみ発生量（ごみ排出抑制を実施した場合）

第6節 目標年度におけるごみ処理量

前節のごみ発生量（予測）を基に、中間目標年度（平成28年度）及び目標年度（平成38年度）における、ごみ処理量（溶融処理対象量・資源化処理対象量・最終処分量）は、表4-6-1～表4-6-3のとおりです。

表4-6-1 溶融処理対象量

年度			中間目標年度 (平成28年度)	目標年度 (平成38年度)
日の出町	溶融処理対象量	(t/年)	4,197	4,454
	可燃ごみ	(t/年)	3,400	3,623
	不燃ごみ	(t/年)	587	617
	粗大ごみ	(t/年)	187	191
	資源化残さ	(t/年)	23	23
	溶融処理後量	(t/年)	520	552
	スラグ	(t/年)	275	292
	飛灰(埋立対象)	(t/年)	188	199
	その他(金属等)	(t/年)	57	61
	衛生組合 西秋川	溶融処理対象量	(t/年)	27,531
可燃ごみ		(t/年)	20,108	19,051
不燃ごみ		(t/年)	3,038	2,870
粗大ごみ		(t/年)	894	869
資源化残さ		(t/年)	291	269
掘り起こし		(t/年)	3,200	3,200
溶融処理後量		(t/年)	3,413	3,255
スラグ		(t/年)	1,805	1,721
飛灰(埋立対象)		(t/年)	1,233	1,176
その他(金属等)		(t/年)	375	358

備考) スラグ及びその他(金属等)は資源化量となりリサイクル率の算定に用います。

表4-6-2 資源化処理対象量

年度			中間目標年度 (平成28年度)	目標年度 (平成38年度)
日の出町	資源化処理対象量	(t/年)	445	440
	資源ごみ	(t/年)	445	440
	資源化処理後量	(t/年)	445	440
	鉄類	(t/年)	33	33
	非鉄類	(t/年)	386	381
	資源化残さ(溶融)	(t/年)	23	23
	有害物	(t/年)	3	3
	衛生組合 西秋川	資源化処理対象量	(t/年)	5,590
資源ごみ		(t/年)	5,590	5,175
資源化処理後量		(t/年)	5,590	5,175
鉄類		(t/年)	414	383
非鉄類		(t/年)	4,846	4,487
資源化残さ(溶融)		(t/年)	291	269
有害物		(t/年)	39	36

表 4-6-3 最終処分量

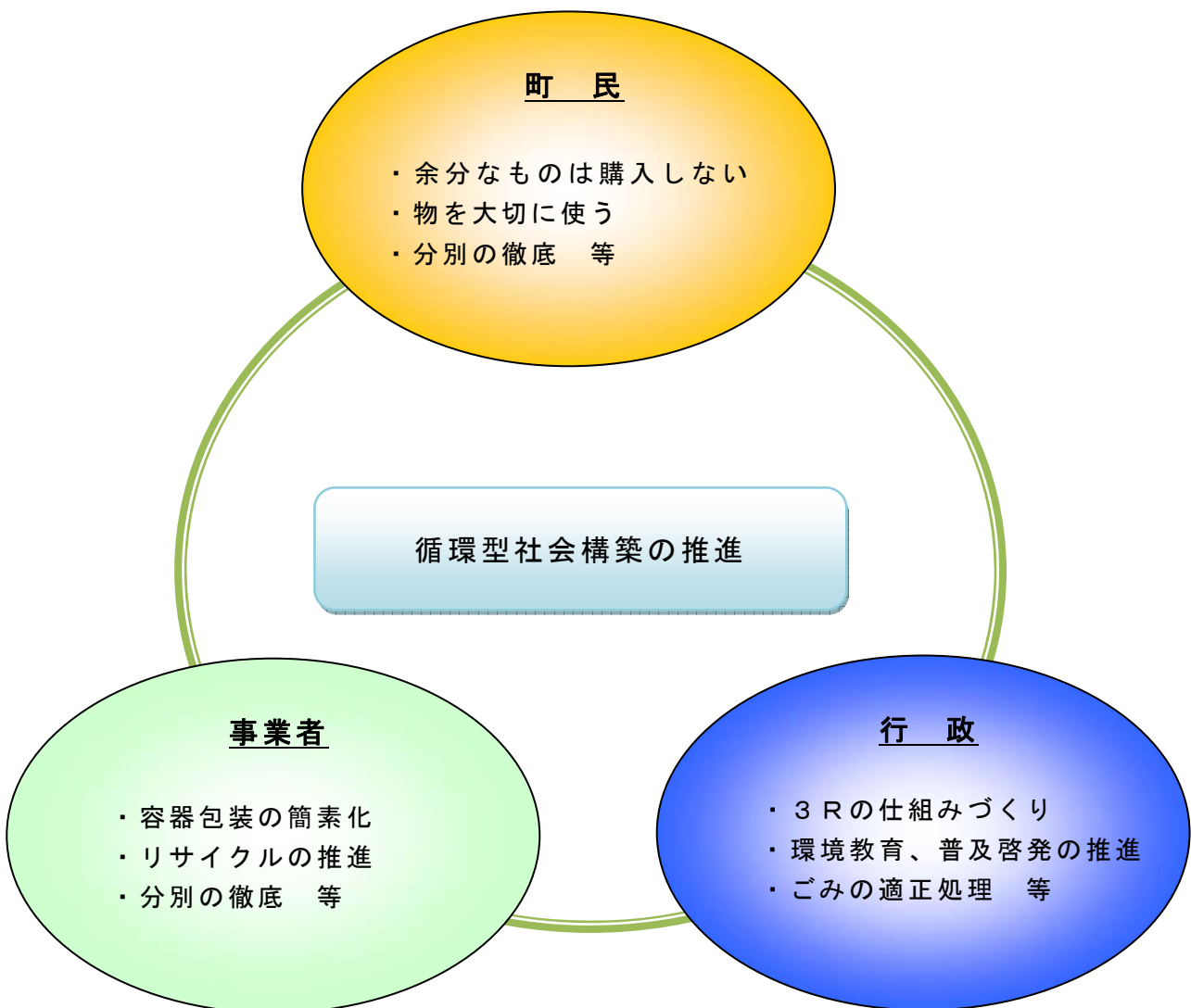
年 度		中間目標年度 (平成28年度)	目標年度 (平成38年度)	
日 の 出 町	飛 灰	(t/年)	188	199
	覆 土	(t/年)	50	53
	合 計	(t/年)	238	252
衛 生 組 合 西 秋 川	飛 灰	(t/年)	1,233	1,176
	覆 土	(t/年)	327	312
	合 計	(t/年)	1,560	1,488



第7節 町民・事業者・行政の役割

「循環型社会構築の推進」を実現するためには、社会生活のあらゆる場面において環境に配慮した行動が求められます。

そのため、町民・行政・事業者がそれぞれの役割を理解した上で、ごみ減量化や資源化に取り組むとともに、互いの協働によって「3Rの推進」を図っていくことが重要になります。



第8節 ごみの減量と適正処理の推進のための施策

基本理念である「循環型社会構築の推進」のため、「3Rの推進」、「ごみの戸別収集・有料化」、「ごみの適正処理」を目指した施策を展開していきます。

1 3Rの推進に関する施策

町民・行政・事業者の三者協力による、3Rの推進に関する取り組みを以下に示します。

資源回収事業の推進及び奨励金の交付

集団回収を実施している団体に対して奨励金を交付し、町民による集団回収をより一層拡大するため、支援していきます。



過剰包装やレジ袋の削減とマイバッグの普及

簡易包装やマイバッグ推進運動、詰め替え商品の販売・購入を促進すると同時にエコマーク商品等の普及に積極的に取り組みます。

分別意識と排出時のモラルの向上

分別収集計画及び分別カレンダーに基づき、マナーを守った適正な排出のため、分別指導や環境教育を行ない、町民のごみに対する意識の向上に努めます。

家庭での生ごみの堆肥化を推進

厨芥類の堆肥化を推進するために、生ごみ処理容器購入補助制度を今後も継続し、その利用拡大のため一層啓発を行ないます。



廃棄物減量等推進審議会での審議・検討

ごみの発生抑制・再資源化を推進していくための方策等について、引き続き、廃棄物減量等推進審議会において審議・検討を図っていきます。

ごみ00(ゼロゼロ)大作戦 21 推進協力会との連携

地域におけるごみの減量、適切な処理及び再利用を推進するために、地域密着型として活躍している協力会などの協力により、ごみ分別等の周知を図っていきます。

適正な廃棄物処理手数料の検討

現在、事業系ごみの直接搬入に対して手数料を徴収していますが、公正な受益者負担の観点や近隣市町村の状況も考慮し、必要に応じて料金の見直しを行いません。

減量・資源化推進のための普及啓発活動

町民及び事業者の協力を得るために、広告やチラシ等の配布による啓発運動に努めます。また、事業所内による資源化や自家処理の推進を指導するとともに、排出抑制や減量化の指導を行いません。



2 ごみの戸別収集・有料化に関する施策

ごみの戸別収集と有料化は、直面しているごみ問題解決への取り組みの一部です。この取り組みは、3Rの推進や、不法投棄防止、ごみの出し方ルールやマナーの向上運動などと、複合的に取り組むことで効果を発揮するものです。ごみの戸別収集と有料化に向けた取り組みを以下に示します。

ごみ処理費用の節減

ごみの減量化とあわせて、競争原理の導入などにより、効率的なごみの収集・運搬を図り、ごみ処理費用の節減に努めます。

円滑な実施に向けた周知徹底

ア. 説明会の開催

戸別収集・有料化の趣旨及び内容等について周知徹底を図るため、自治会単位で説明会等を実施します。

イ. 冊子の全戸配布

戸別収集の方法、ごみ袋の購入、ごみの分別・排出方法等を記載した、わかりやすい冊子を作成し、全戸に配布します。

ウ. 広報活動

上記のほか、広報ひので、町のホームページ等さまざまな方法により、周知徹底を図ります。

エ. モデル事業の実施

一定の地域と期間を定めて、試験的に戸別収集を実施します。

その他

戸別収集・有料化の導入にあわせて、ごみ減量・リサイクルの推進、不法投棄の防止、不適切な出し方の是正、排出のリバウンド対策及び戸別収集・有料化の評価・検証等についての取り組みを強化します。

3 ごみの適正処理に関する施策

新たな循環型社会の構築とごみ処理施設の老朽化や最終処分場の延命対策のため、新施設の建設計画を進めます。

さらに、西秋川衛生組合における新施設整備（熱回収施設）に伴う直接搬入ごみの受入を行います。

また、新たな分別区分を検討します。

新たな分別区分

熱回収施設整備に伴い、エネルギーを可能な限り取り出すため、不燃ごみとして収集しているプラスチック類（白色トレイを除く。）を可燃ごみとして収集し、熔融処理によるごみ発電を行います。（サーマルリサイクル）

さらに、在宅医療系廃棄物についても、その適正な処理を検討します。

直接搬入ごみの受入

町民のごみ排出の利便性の向上とごみの適正処理を推進していくため、直接搬入ごみの受入れを行います。また、不法投棄の減少が期待できます。

新たなリサイクルシステムの検討

小型家電からのレアメタルなどの再資源化など、新たなリサイクルシステムに取り組んでいきます。



ごみ処理施設の整備

現在の施設が老朽化していることから、ごみ処理施設の整備を行っています。

また、新ごみ処理施設については、ごみの持つエネルギーを可能な限り取り出し経済的効果を生み出すことが可能となる施設とします。

最終処分場掘り起こし再生

最終処分場に埋め立てられているごみを掘り起こし、熱回収施設で発生した熔融スラグを土木資材等として有効利用を図ることで、組合及び組織市町村の貴重な財産である最終処分場の延命と循環型社会の構築を図ります。

第9節 収集運搬計画

1 収集・運搬に関する基本方針

ごみの収集・運搬は、生活圏から排出されたごみを速やかに収集し、生活環境に支障のないよう安全に中間処理施設へ搬入する必要があります。

収集・運搬の基本方針

「ごみの発生・排出状況に応じた安全かつ効率的な収集・運搬体制を構築し、生活環境に支障をきたさないよう配慮します。」

2 収集計画

(1) 収集区域の範囲

収集区域については、町全域を収集区域とします。

(2) ごみの分別区分と収集運搬体制

現在、収集区域全域において可燃ごみ及び不燃ごみはステーション、粗大ごみは戸別収集（申込制）、資源はリサイクルステーションによる収集方式としておりますが、平成26年度からは業者委託による戸別収集方式を予定しています。

本町における分別区分は、第3章第1節に示した内容で実施しておりますが、平成26年度の熱回収施設の稼働に伴い、不燃ごみとして収集しているプラスチック類（白色トレイを除く。）を可燃ごみとして収集することとします。

ごみの分別区分、収集・運搬、処理方法を表4-9-1に示します。

表 4-9-1 ごみの分別区分、収集・運搬、処理方法

種類	区分		排出方法		収集方法		収集回数		処理	
	現状	H26～	現状	H26～	現状	H26～	現状	H26～	現状	H26～
生ごみ類	可燃ごみ	可燃ごみ	指定袋・ポリバケツ	指定袋	ステーション	戸別収集(予定)	3回/週	2回/週(予定)	焼却	溶融資源化
紙類(非資源)										
衛生品類										
生活用品										
葉・草・板・棒										
木の枝										
プラスチック	不燃ごみ	不燃ごみ	指定袋	指定袋	ステーション	戸別収集(予定)	1回/週	今後検討	選別・焼却・埋立	選別→破碎→資源化・溶融
皮革類										
ゴム・ビニール										
資源物対象外										
その他										
ガラス・陶磁器類										
鋭利なもの										
小型家電製品										
白色トレイ										
ペットボトル			資源	資源	回収ボックス	今後検討	拠点	今後検討	—	今後検討
金属類										
缶類										
びん類										
新聞紙										
雑誌類										
ダンボール										
紙パック										
布類										
スプレー缶	有害ごみ	指定のかがご			今後検討	ステーション	戸別収集(予定)	2回/月	今後検討	
カセットボンベ										
蛍光灯										
乾電池										
体温計										
家具・寝具	粗大ごみ	申込み	処理券(予定)	戸別収集	随時	随時	随時	破碎→選別→資源化・埋立・焼却	破碎→選別→資源化・溶融	
趣味・健康用品										
その他										

備考) 分別区分が変わるものについては、現状を太線囲いとしています。また、白色トレイの資源化は、平成28年度からの実施を予定しています。

3 収集・運搬の量

本町における、目標年度の収集・運搬量は表 4-9-2 のとおりです。

計画目標年度(平成38年度)においては合計4,871tと見込まれます。

表 4-9-2 収集・運搬量

		現況 (平成22年度)	中間目標年度 (平成28年度)	計画目標年度 (平成38年度)
可燃ごみ	(t/年)	3,203	3,400	3,623
不燃ごみ	(t/年)	705	587	617
粗大ごみ	(t/年)	201	187	191
資源	(t/年)	473	445	440
合計	(t/年)	4,582	4,619	4,871

第10節 中間処理計画

1 中間処理に関する基本方針

ごみの中間処理は、収集・運搬されたごみを減容化・資源化・安定化することで、最終処分場への負担を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な工程となっています。

また、本町では第3章第3節で示したとおり、高尾清掃センターにおいて中間処理を行っており、今後も現体制を継続することとしますが、平成26年度には、熱回収施設が稼動し、平成28年度にはリサイクルセンターが稼動する計画となっています。

中間処理の基本方針
 「資源回収が可能なものについては、中間処理により分別・回収に努めます。」

2 中間処理の方法及び量

(1) 中間処理の方法

現在の中間処理は、高尾清掃センターにおいて焼却処理及び資源化処理を行っていますが、平成26年度からは熱回収施設による熔融処理を計画しています。

(2) 中間処理の量

本町における、目標年度の中間処理量は表4-10-1のとおりです。

計画目標年度（平成38年度）において熔融処理4,454t、資源化処理440tの合計4,894tと見込まれます。

表 4-10-1 中間処理量

		現況 (平成22年度)	中間目標年度 (平成28年度)	計画目標年度 (平成38年度)
焼却/熔融処理	(t/年)	3,983	4,197	4,454
不燃物処理・資源化処理 施設/リサイクルセン ター処理対象量	(t/年)	1,178	445	440
合計	(t/年)	5,161	4,642	4,894

備考) 不燃物処理・資源化施設においては不燃ごみ及び資源の中間処理を行っており、リサイクルセンターにおいては資源の中間処理を行います。また、平成28年度及び平成38年度における熔融処理対象量には資源化残さが含まれています。

3 収集不可能なもの

収集不可能なものの取扱いについては、以下のように定めます。収集不可能なものは、町及び西秋川衛生組合では処理が困難なため、購入店又は販売店に返却するか、専門業者へ処理委託するように指導を行います。

収集不可能なもの
自動車・LPGボンベ・薬品等有害物・爆発物・引火物（ガソリン、灯油、シンナー、ガス、花火等これらに類するもの）・タイヤ・バイク（50ccを超えるもの）・消火器・コンクリート片・ピアノ・ペンキ・汚泥・産業廃棄物・建築廃材・医療廃棄物（注射針、血液が付着したものなど）・太い木材（長さ1m×太さ（直径）15cmを超えるもの）・2トン車に2人で積込み不可能な重量、大きさのものなど

第11節 最終処分計画

1 最終処分に関する基本方針

最終処分とは、ごみの発生抑制、中間処理、再資源化等の方策を実施した後に、残ったごみを適正処分することです。

また、最終処分は、ごみ処理における最後の工程のため、適正な最終処分に努めることが重要です。

最終処分の基本方針
 「ごみの発生抑制に努め、適正な最終処分を実施し、最終処分場の延命化に努めます。」

2 最終処分の方法及び量

現在、本町においては焼却処理後の焼却灰、粗大ごみ処理施設及び不燃物処理・資源化施設からの資源化残さを最終処分の対象としています。

(1) 最終処分の方法

最終処分の方法については、当面は従来どおりの埋立処分としますが、熱回収施設整備に伴い、平成26年度以降については飛灰処理物のみの埋立処分とします。

(2) 最終処分量

本町における、目標年度の最終処分量は表4-11-1のとおりです。
 計画目標年度（平成38年度）においては合計252tと見込まれます。

表 4-11-1 最終処分量

		現況 (平成22年度)	中間目標年度 (平成28年度)	計画目標年度 (平成38年度)
焼却灰/飛灰	(t/年)	583	188	199
資源化残さ	(t/年)	94	—	—
覆土	(t/年)	62	50	53
合計	(t/年)	739	238	252

第12節 処理施設の整備計画に関する概要

1 施設の建設位置

新ごみ処理施設の建設位置は、既存施設の南側です。

なお、施設の建設には、既存の敷地では敷地面積が不足するため、周辺の土地を取得し、現在、建設工事が始まっています。

建設位置の立地条件は表 4-12-1 のとおりです。

表 4-12-1 建設位置の立地条件

項目	立地条件
建設場所	東京都あきる野市高尾521番地外
事業区域面積	47,420㎡
搬入道路	既存の搬入路
都市計画事項	①都市計画区域 秋多都市計画区域内 ②市街化調整区域、用途地域 指定なし ③防火・高度地区及び日影規制 なし ④建ぺい率 40% ⑤容積率 80%
敷地周辺設備	①電 気：6.6KV、50Hz ②生活用水：上水 ③プラント用水：上水 ④ガ ス：LPG ⑤下 水：なし

2 熱回収施設の選定

熱回収施設の選定に関し、「西秋川衛生組合ごみ処理施設建設基本計画（平成19年11月）」におけるまとめ及び国内における廃プラスチック類の処理状況を次に示します。

（1）西秋川衛生組合ごみ処理施設建設基本計画におけるまとめ（廃プラスチック類）

不燃ごみの多くを占める廃プラスチック類の処理については①容器包装リサイクル法に基づく分別による資源化 ②熔融施設等におけるごみ発電等の熱源とした利用（サーマルリサイクル）が考えられます。

これら2つの処理について「西秋川衛生組合ごみ処理施設建設基本計画（平成19年11月）」で処理費用・温室効果ガス削減量の比較検討を行った結果は、表 4-12-2 のとおりです。

表4-12-2 処理費用・温室効果ガス削減量の比較

処理費用	容器包装リサイクル法に基づきプラスチックを分別・資源化するより、計画溶融施設において発電等の熱源とした処理の方が安価になること。
温室効果ガス削減量	容器包装リサイクル法に基づきプラスチックを分別・資源化するより、計画溶融施設において発電等の熱源とした処理の方が温室効果ガスの削減量が大きくなること。

(2) 国内における廃プラスチック類の処理状況

国内における一般廃棄物（廃プラスチック類）の処理状況及び廃プラスチック類の総排出量・有効利用量は表4-12-3、表4-12-4のとおりです。

一般廃棄物（廃プラスチック類）は約8割が燃焼等の処理がされ、廃プラスチック類総排出量に占めるサーマルリサイクル有効利用量は約5割となっております。

また、廃プラスチック類は高いカロリーを持っていることから、ごみ発電の効率を高めるため、廃プラスチック類を不燃ごみから可燃ごみへと分別区分を切り替えるケースが増えています。

このことから、ごみの持つ発熱エネルギーの有効利用に期待が高まっています。

表4-12-3 廃プラスチック類の処理状況（平成21年）

廃棄物	処理方法	処理量		容器包装リサイクル法	再生利用	燃焼等
一般廃棄物 【廃プラスチック類】 444万t	再生利用	70万t	15.8%	20.7%	15.8%	—
	ケミカルリサイクル	22万t	5.0%		—	—
	固形燃料	7万t	1.6%	—	—	79.3%
	廃棄物発電	185万t	41.7%	—	—	
	熱利用焼却	36万t	8.1%	—	—	
	単純焼却	70万t	15.8%	—	—	
	埋立	54万t	12.2%	—	—	

出典) プラスチック製品の生産・破棄・再資源化・処理処分の状況(2010.12月発行 社団法人 プラスチック処理促進協会HPより)

備考) 容器包装リサイクル法：容器包装リサイクル法に基づきリサイクルされるプラスチック類
 再生利用：プラスチック類をその材質のまま利用する方法
 ケミカルリサイクル：プラスチック類を油化又はガス化して燃料等として利用する方法と、高炉へ吹き込むことで高炉還元剤として利用する方法。結果として、燃焼または分解を行うことから再生ではない利用方法
 サーマルリサイクル：廃プラスチックを燃焼させることにより熱エネルギーを回収する方法。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として利用
 マテリアルリサイクル：使用済みのプラスチックを細かく破碎したうえで溶かすなどして、もう一度プラスチック製品に再生し、利用する方法
 燃焼等：燃焼若しくは埋立される量

表4-12-4 廃プラスチック類の総排出量・有効利用量

年	廃プラ 総排出量 (万t)	有効利用量				
		(万t)	マテリアル リサイクル	ケミカル リサイクル	サーマル リサイクル	
			(万t)	(万t)	(万t)	
1990	H2	557	144	59		85
1995	H7	884	221	95		126
1996	H8	909	358	103		255
1997	H9	949	399	113	1	285
1998	H10	984	435	122	4	309
1999	H11	976	452	134	4	314
2000	H12	997	494	139	10	345
2001	H13	1,016	535	147	21	368
2002	H14	990	542	152	25	364
2003	H15	1,001	584	164	33	387
2004	H16	1,013	611	181	30	399
2005	H17	1,006	628	185	29	414
2006	H18	1,005	721	204	28	489
2007	H19	994	722	213	29	481
2008	H20	998	758	214	25	519

出典) 月間廃棄物 (2010.1月発行)

備考) 総排出量は一般廃棄物及び産業廃棄物を併せたものです。

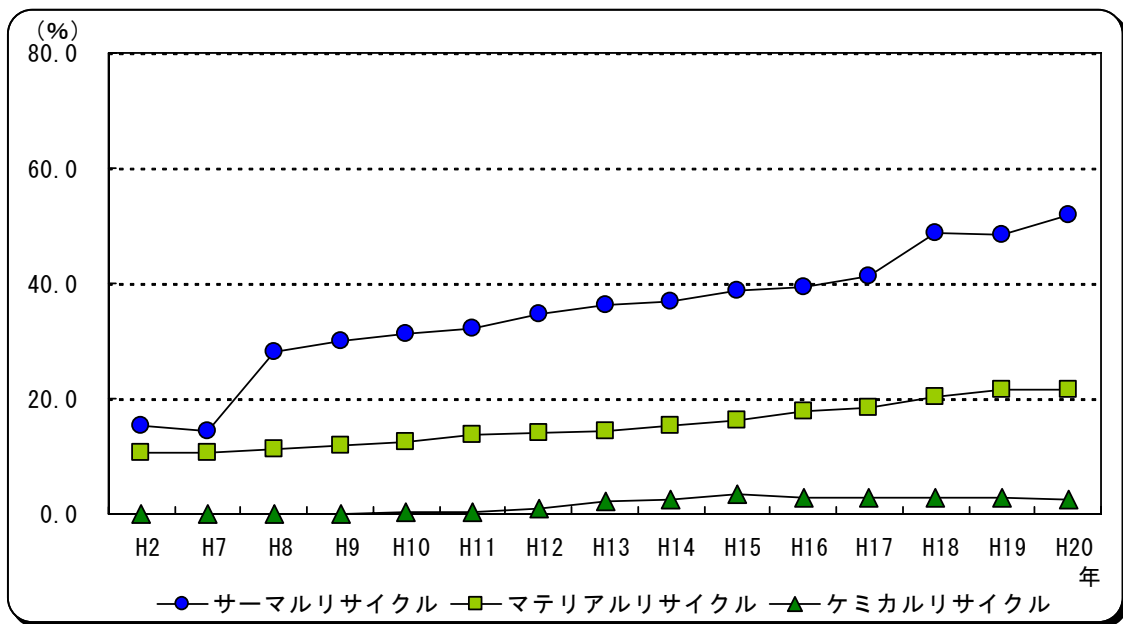


図 4-12-1 総排出量に占めるリサイクル方式の割合

3 熱回収施設の整備

あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町で発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、リサイクルセンターから発生する残さ及び最終処分場の掘り起こしごみを処理するとともに、処理に伴い発生する熱を回収し発電等を計画している施設です。

既に建設が始まっている新たな熱回収施設の概要は表 4-12-5 のとおりです。

表 4-12-5 熱回収施設の概要

項 目		概 要
施設名称		西秋川衛生組合熱回収施設
施設規模		処理能力：117t/日（58.5t/日×2炉）
形式及び処理方式		全連続燃焼式 ガス化溶融方式
運転時間		24時間/日
発電機定格出力		1,900kW
処理対象物		①可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及びリサイクルセンターから発生する残さ ②最終処分場の掘り起こしごみ
運 転 方 式	受入供給	ピットアンドクレーン方式
	処理設備	流動床式ガス化溶融炉
	排ガス処理設備	有害ガス除去装置、バグフィルター、触媒脱硝装置
	排水処理設備	ピット汚水：適正処理後、炉内噴霧等 プラント排水：排水処理後、再利用 生活排水：合併処理浄化槽で処理後放流
	灰処理	主灰：ガス化溶融炉で溶融後、資源化 飛灰：固定化後、最終処分
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用	発電（発電効率14%以上）

(1) 公害防止

計画施設の公害防止設計基準は、次のとおりです。

ア 焼却炉の設計基準

焼却炉の設計においては、特にダイオキシン類を除去するため、「ダイオキシンガイドライン」に規定する基準を用いました。

ごみ処理施設計画の公害防止等設計基準、排ガス処理設備の設計基準を表 4-12-6 及び表 4-12-7 に示します。

表 4-12-6 ごみ処理施設計画の公害防止等設計基準

項目	設計基準等
燃焼設備設計基準	燃焼温度 850℃以上(900℃以上が望ましい) 上記燃焼温度でのガス滞留時間 2秒以上 煙突出口の一酸化炭素濃度 30ppm以下 (O ₂ 12%換算値の4時間平均値)

表 4-12-7 排ガス処理設備の設計基準

集じん器	ダイオキシンガイドライン	設計基準
入口排ガス温度	200℃未満	180℃以下

イ 燃焼排ガスの設計基準

煙突から排出されるガスの設計基準等については、大気汚染防止法等に対して、次の自主規制値を設けました。

排ガスの排出基準は表 4-12-8 のとおりです。

表 4-12-8 排ガスの排出基準

物質	単位	法規制値	自主規制値	自主/法規制
ばいじん量	g/Nm ³	0.08	0.005以下	1/16
硫黄酸化物	ppm	数百～5,000	5以下	—
窒素酸化物	ppm	250	40以下	約1/6
塩化水素	ppm	430	10以下	1/43
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	1	0.01以下	1/100
水銀	mg/Nm ³	—	0.03以下	—

ウ 排水の設計基準

計画施設からの排水は、場内雨水及び合併処理浄化槽処理水(生活排水)のみとし、その他の排水は、場内で炉内噴霧等により、無放流とします。

エ 悪臭の基準

敷地境界の基準 臭気指数 10以下

オ 騒音及び振動の基準

騒音 昼間 45db、朝夕・夜間 40db

振動 昼・夜間 30db

4 リサイクル施設の整備

あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町で発生する缶類、びん類、ペットボトルを資源として処理するとともに、白色トレイ、新聞紙、ダンボール、雑誌等、紙パック、布類、有害ごみ等を保管する施設です。なお、既存の不燃物処理・資源化施設を一部解体、改修して整備します。

新たに計画されているリサイクル施設の概要は表 4-12-9 のとおりです。

表 4-12-9 リサイクル施設の概要

項 目		概 要		
施設名称		西秋川衛生組合リサイクルセンター		
施設規模		処理能力：11.2t/日 ストックヤード：420 m ³		
		選 圧別 縮・ 梱圧 包縮 ・	対象物	施設規模
			缶 類	4.6t/日
			びん類	5.5t/日
			ペットボトル	1.1t/日
合 計	11.2t/日			
保管	対象物			
	白色トレイ、新聞紙、ダンボール、雑誌等、紙パック、布類、有害ごみ等			
形式及び処理方式		選別、圧縮、圧縮梱包		
運転時間		5 時間/日		
処理対象物		缶類、びん類、ペットボトル、白色トレイ、新聞紙、ダンボール、雑誌等、紙パック、布類、有害ごみ等		
処 理 方 法	缶類	手選別による異物の除去後、磁力選別及びアルミ選別をします。 選別後はプレスし、種類別にストックヤードに保管します。		
	びん類	手選別による生きびん選別及び異物の除去後、無色、茶色、その他の色に選別しストックヤードに保管します。		
	ペットボトル	手選別により、異物の除去後、圧縮、梱包して保管します。		
	白色トレイ	選別後、袋に入れ梱包して保管します。		
	紙 類	ストックヤードに保管します。		
	布 類	ストックヤードに保管します。		
	有害ごみ	選別後、保管します。		

5 不燃・粗大ごみ処理設備

あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町で発生する不燃ごみを、破碎後、鉄を機械選別により回収し、また粗大ごみは、再生を図れるものは再生品とし、金属等の有価物は選別後、破碎処理を行い、鉄を機械選別により回収します。

熱回収施設内に併設される不燃・粗大ごみ処理設備の概要は、表 4-12-10 のとおりです。

表 4-12-10 不燃・粗大ごみ処理設備の概要

項目		概要
施設名称		西秋川衛生組合不燃・粗大ごみ処理設備（熱回収施設内）
施設規模		処理能力：27 t / 日
形式及び処理方式		破碎・選別
運転時間		5 時間 / 日
処理対象物		家具・寝具、趣味・健康用品 など
処理方法	不燃ごみ	破碎後、鉄を機械選別により回収します。
	粗大ごみ	再生品、金属等の有価物を選別後、破碎処理を行い、鉄を機械選別により回収します。

6 修理・再生展示施設の整備

計画の新ごみ処理施設では、熱回収施設内に中古品・不用品の修理・再生展示施設を併設し、資料等の展示及び施設見学者・団体等の受入などによる 3 R の普及啓発を図ります。

修理・再生展示施設の概要は表 4-12-11 のとおりです。

表 4-12-11 修理・再生展示施設の概要

項目	概要
施設名称	西秋川衛生組合修理・再生展示施設
施設規模	延床面積：約 690 m ²
施設内容	中古品・不用品の修理・再生利用品、資料等の展示

7 最終処分施設の整備

現在、あきる野市、日の出町及び檜原村で発生する廃棄物のうち、高尾清掃センターでリユース（再利用）やりサイクル（再生利用）できない資源化不適物及び焼却処理後の焼却残さを埋立てしていますが、新しく建設される熱回収施設の稼働後においては、施設から発生する飛灰処理物のみ埋め立てとします。また、現在埋め立てられているごみを掘り起こし、最終処分場の延命化を図ります。

第2御前石最終処分場の概要は表4-12-12のとおりです。

表4-12-12 第2御前石最終処分場の概要

項目	概要
施設名称	西秋川衛生組合第2御前石最終処分場
施設規模	総面積：30,700 m ² 埋立面積：10,100 m ² 埋立容積：87,000 m ³
形式及び処理方式	準好気性
処理対象物	焼却残さ及び資源化不適物（熱回収施設の稼働後は飛灰処理物）

8 施設配置等

新ごみ処理施設の全体配置図及び鳥瞰図を図4-12-2、図4-12-3に示す。

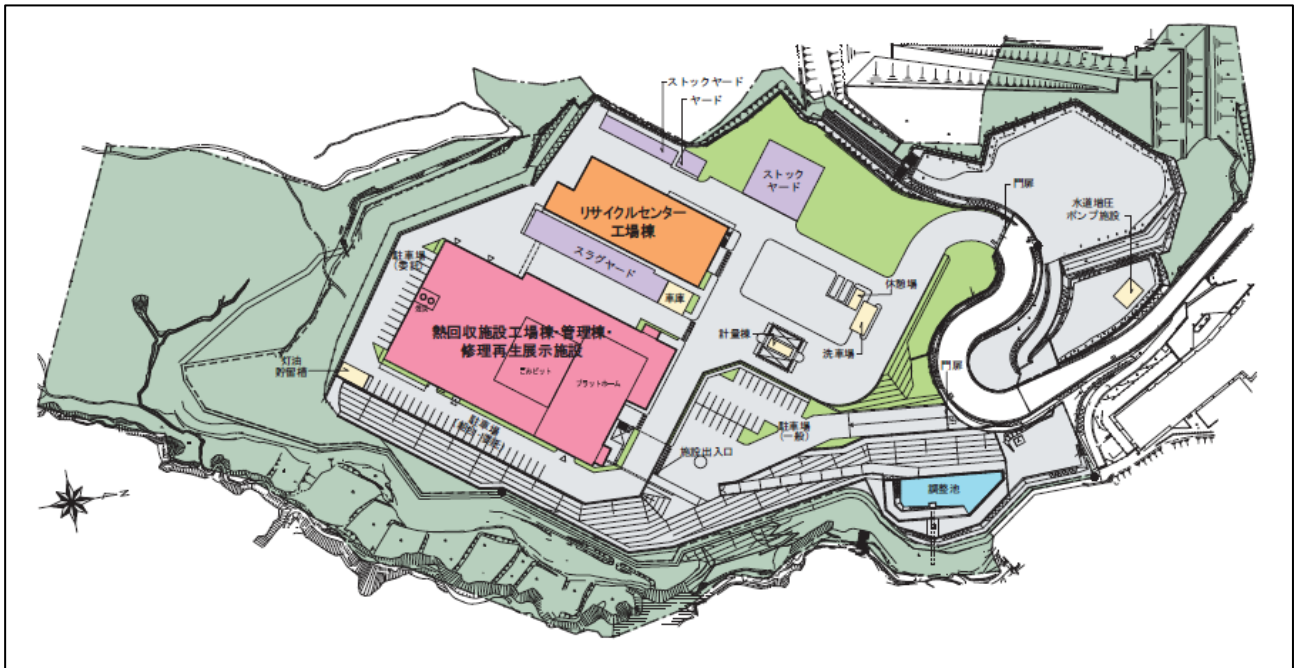


図4-12-2 全体配置図



図4-12-3 鳥瞰図（イメージ図）

資料編

用語の説明

委託業者	町から委託を受けて、町の替わりにごみの収集運搬に関する業務を行う業者です。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物を示します。主に家庭から生じる廃棄物を示します。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物は事業系一般廃棄物となります。
温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称です。対流圏オゾン、二酸化炭素、メタン等が該当します。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	関係者(製造業者、輸入業者、小売業者、消費者)の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン)を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。
カレット	壊れた、または壊した空きびんのガラスくずです。びんリサイクルはこれを原料として用いています。
環境基本法	平成5年(1993年)に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律です。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つが定められており、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。
協働	さまざまな主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいいます。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができます。
許可業者	町から許可を得てごみの収集運搬が行える業者です。
グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	循環型社会の形成のため、製品やサービスを購入する際に環境のことを考え、リサイクル製品やエコ製品等の環境に配慮した製品を率先して購入することを推進するための法律です。また、環境に配慮した製品を総称して、グリーン製品、グリーン商品といいます。

<p>建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)</p>	<p>一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けることにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。</p>
<p>減量化</p>	<p>ごみの量を減らすことです。3Rの推進等により発生量・排出量を減らすことをいいます。</p>
<p>戸別収集方式</p>	<p>一戸建の各玄関先や、共同住宅専用ごみ収集所から収集する方式です。</p>
<p>産業廃棄物</p>	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。 大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。</p>
<p>残さ</p>	<p>ごみの中間処理において、処理による目的に適合せずに残ったかすです。</p>
<p>資源循環型社会システム</p>	<p>有限である資源を有効かつ効率的に利用するとともに再生産を行い、持続可能な形で循環させながら利用していく社会体系システムです。</p>
<p>資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)</p>	<p>事業者による製品の回収・再利用の実施などのリサイクル対策強化、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)、回収した製品からの部品などの再使用(リユース)のための対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指す法律です。</p>
<p>自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)</p>	<p>ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。</p>
<p>集団回収</p>	<p>自治会、PTA、子供会等の団体が、古紙やアルミ缶等の資源を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことです。</p>

<p>循環型社会</p>	<p>大量生産・大量消費・大量廃棄物社会に変わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。</p>
<p>循環型社会形成推進基本法</p>	<p>循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。</p>
<p>準好気性 (埋立システム)</p>	<p>廃棄物の最終処分（埋め立て）の方式で、埋立地の底部に単粒度砕石で有孔管を覆った浸出水集排水施設、同じく縦方向にガス抜き設備を設け、浸出水を速やかに系外の浸出水集水ピットに導く構造です。</p> <p>同時に、廃棄物の微生物分解により、空気が埋立地内部へ自然に流入されるため、特別な送風施設が不要で、施工も維持管理も簡易です。</p> <p>効果として、①ごみの分解を促進 ②浸出水の水質改善 ③メタンガスの発生抑制があります。</p>
<p>食品リサイクル法</p>	<p>食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体の役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律です。</p>
<p>スーパーエコタウン事業</p>	<p>国の都市再生プロジェクトの一環として、東京臨海部の都有地において、民間事業者による廃棄物処理・リサイクル施設を建設整備することにより、廃棄物問題の解決と新たな環境産業の立地促進を図り、環境型社会への変革を推進しようとする事業です。</p>
<p>ステーション方式</p>	<p>ある基準（「数十世帯に数箇所」かつ「数100mにつき数箇所以下」）により設置している共用ごみステーションや、共同住宅の専用ごみステーションから収集する方式です。</p>
<p>ストーカ方式</p>	<p>ストーカと呼ばれる格子の上にごみを載せ、下側から空気を送りつつ、順次搬送しながら燃焼させる方式です。</p>

スラグ	<p>直接溶融炉やガス化溶融炉において、1300℃以上の高温で焼却灰などを溶融したものを冷却し、固化させたものです。</p> <p>黒いガラス粒状の物質で、路盤材やコンクリート原料として利用できます。</p>
3 R	<p>廃棄物等の発生抑制（リデュース【Reduce】：資源を効率的に使用し製品を作り、又、長期に渡り使用する等により、廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース【Reuse】：使い捨てせず、繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル【Recycle】：資源として再び利用すること）の3つの頭文字を取り『3 R』としています。</p>
ダイオキシン類	<p>ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB、またはダイオキシン様 PCB とも呼ばれています。）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼ばれています。</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD 及び PCDF にコプラナーPCB を含めて“ダイオキシン類”と定義されました。</p> <p>基本的には炭素で構成されるベンゼン環 2 つが、酸素により結合し、塩素が付いた構造をしています。</p> <p>塩素の数や付く位置によっても形が変わるため、PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナーPCB は十数種類の仲間があります（これらのうち毒性があるとみなされているのは 29 種類です。）。</p>
厨芥類	<p>台所から出る野菜のくずや食べ残しなどのごみです。</p>
低位発熱量	<p>ごみの燃焼により得られる熱量です。ごみ処理施設の設計の基準となる数値です。</p>
低炭素社会	<p>炭素（二酸化炭素）の排出を抑えた社会のことをいいます。</p> <p>社会に多大な影響をもたらす地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会を構築することが、世界的な課題となっています。</p>

<p>生ごみ処理容器購入補助制度</p>	<p>ごみの減量及び資源化を図るため、家庭用電気式生ごみ処理機等の購入に関し補助金を交付しています。</p> <p>家庭用生ごみ処理容器^{※1}：購入金額（税込）の2分の1（上限22,000円）</p> <p>コンポスト^{※2}：購入額の2分の1（税込）の2分の1（上限1,800円）</p> <p>※1 バイオ方式（微生物を使った分解システムを応用した方式）や乾燥方式（加熱により水分を除去し減量化、脱臭する方式）等があります。</p> <p>※2 庭や畑などの風通しが良く、日当たりの良い土の上にプラスチック製の容器を埋め込み、生ごみと土（落ち葉・雑草など）を交互に入れていくことで堆肥を作ることができます。</p>
<p>熱回収施設</p>	<p>循環型社会形成推進交付金に係る計画において、廃棄物を焼却し蒸気エネルギーを回収し、温水利用や発電等の余熱利用を行う施設をいいます。エネルギー回収施設の一つです。</p>
<p>廃棄物減量等推進審議会</p>	<p>一般廃棄物の減量、適正な処理及び再利用を推進するため、町の施策への協力その他の活動を行っています。</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等を内容とします。</p>
<p>1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）</p>	<p>1人が1日当たりに排出するごみ量です。</p> <p>【算出方法】</p> <p>1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日） $= \text{ごみ排出量 (t)} \div \text{総人口 (人)} \div 365 \text{ or } 366 \text{ (日)} \times 10^6$</p>
<p>飛 灰</p>	<p>都市ごみを焼却炉で焼却処理する際、排ガス中に同伴されてバグフィルタなどの集塵装置で捕集された固形物をいいます。一般的に都市ごみ重量の3%程度発生します。化学的には主灰に比べ融点が高く（1,250～1,350℃）、鉛、亜鉛、カドミウムなどの低沸点重金属やダイオキシン類の含有率が高く、そのため、飛灰は直接埋立処分することができません。</p> <p>熔融固化、セメント固化、薬剤処理、酸またはその他の溶媒による抽出方法のいずれかによる中間処理（溶出防止）が義務づけられています。</p>
<p>不法投棄</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、適正な処理・処分を行わず、定めた処分場以外の山間部等に廃棄物を投棄することです。不法投棄の回復には多額の費用を必要とします。</p>

<p>マイバック</p>	<p>小売店が渡すレジ袋を使わないよう、持参する買い物用のバッグのことで、エコバッグとも呼ばれます。</p>
<p>容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)</p>	<p>一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律です。</p>
<p>リサイクル率</p>	<p>排出されるごみの総量(集団回収量を含む)に対し、リサイクルされたごみ(資源物)の割合のことをいいます。</p>
<p>流動床式</p>	<p>砂を入れた炉内に下部から流動用空気を送り、砂が流動状態になったところにごみを投入して燃焼させる方式です。</p>
<p>レアメタル</p>	<p>非鉄金属の内、特に流通量が少ない金属を総称していいます。ハイテク製品には欠かせない素材となっています。 また、近年においては使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究が行われています。</p>

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 24 年（2012）2 月発行

日の出町

【お問い合わせ】

日の出町 生活安全安心課

〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

T E L : (042) 597-0511 (代)

F A X : (042) 597-4369

<http://www.town.hinode.tokyo.jp/>